

第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期） （素案）

令和7年9月
瑞 浪 市

目 次

第1章	指針改定にあたって	1
1	指針改定の趣旨	1
2	基本的な考え方	2
3	指針の位置づけ	3
4	指針の期間	4
5	SDGsの取り組み	4
第2章	人権施策の推進	5
1	人権教育・人権啓発	5
	(1) 人権教育	5
	(2) 人権啓発	6
2	相談体制	6
3	推進体制	7
第3章	基本方針	8
1	施策の体系	8
第4章		11
人権教育及び啓発等に関する 具体的な施策と内容		11
1	共通項目	11
2	分野別の施策展開	15
	(1) 女性	15
	(2) 子ども	21
	(3) 高齢者	35
	(4) 障がい者	43
	(5) 部落差別（同和問題）	51
	(6) 外国人	55
	(7) 感染症患者	58
	(8) インターネットによる人権侵害	63
	(9) 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	67
	(10) 刑を終えて出所した人（再犯防止推進計画）	73
	(11) 犯罪被害者等	76
	(12) 災害時	79
	(13) その他	82

資料編.....	87
1 人権関係年表.....	87
2 関連法規等.....	96
世界人権宣言.....	96
日本国憲法（抄）.....	100
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	102
3 瑞浪市人権施策推進審議会委員名簿.....	104
4 瑞浪市人権施策審議会設置要綱.....	105
5 諮問.....	107
6 答申.....	109
7 策定の経緯.....	110

1 指針改定の趣旨

本市では、人権施策に対する市の基本理念や方向性を明確にするため、平成23（2011）年3月に「瑞浪市人権施策推進指針（計画期間：平成23年度～令和2年度）」を、また同時に、指針を計画的かつ効果的に具現化するための手立てとして、「瑞浪市人権施策推進行動計画（前期／平成23年度～平成27年度）（後期／平成28年度～令和2年度）」を策定し、人権教育・啓発に取り組んできました。

近年の人権問題をめぐる状況は、多様化・複雑化が進んでおり、一人ひとりの不断の努力によって、人権が尊重される社会を築くことが重要になります。

このような背景から、令和3（2021）年度には、社会情勢等の変化や「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえた「第2次瑞浪市人権施策推進指針（令和3年度～令和12年度）」を策定しました。

この「第2次瑞浪市人権施策推進指針」は、令和2年度で終了した「瑞浪市人権施策推進行動計画」の考え方や取り組み内容を継承し、「指針」に「行動計画」を内包させた一体型の指針となっています。

今回、令和7（2025）年度をもって、第2次指針の前期5年が終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、令和6（2024）年に実施した最新の「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえた中間見直しを行い、「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）」を策定します。

2 基本的な考え方

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。

また、我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、今日においても依然として家庭、地域社会、学校、職場などの社会生活の中で、身体や生命の安全に関わる事件や、人種、信条、性別、社会的身分などによる不当な差別をはじめ、多種多様な人権侵害が存在しています。

また、少子高齢化、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染者や性的マイノリティ※への偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

近年の国の動きとしても、令和5（2023）年から令和6（2024）年にかけて、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT※理解増進法）」「共生社会※の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法※）」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※の一部を改正する法律」をはじめとした、数々の人権に関する法律が施行されています。

こうした状況を踏まえ、本指針では、市民一人ひとりが人権について正しく理解することで、他者の人権も尊重し、共存していくことの重要性を啓発していくとともに、差別の根底にある偏見をなくす教育活動を推進することで、身近な生活の場から深く感じ、広く考える力を養い、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

※性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人等の性的少数者をいう。

※認知症基本法

誰もが認知症になっても尊厳ある生活を送れるようにするための基本理念、取り組み、責任を定めた法律。介護や医療の充実、地域の支援体制の強化が求められている。

※共生社会

全ての人が互いに支え合い、多様性を尊重しながら安心して暮らせる社会。障がい者、外国人、性的少数者などの支援や、地域協力を通じた取り組みが求められる。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

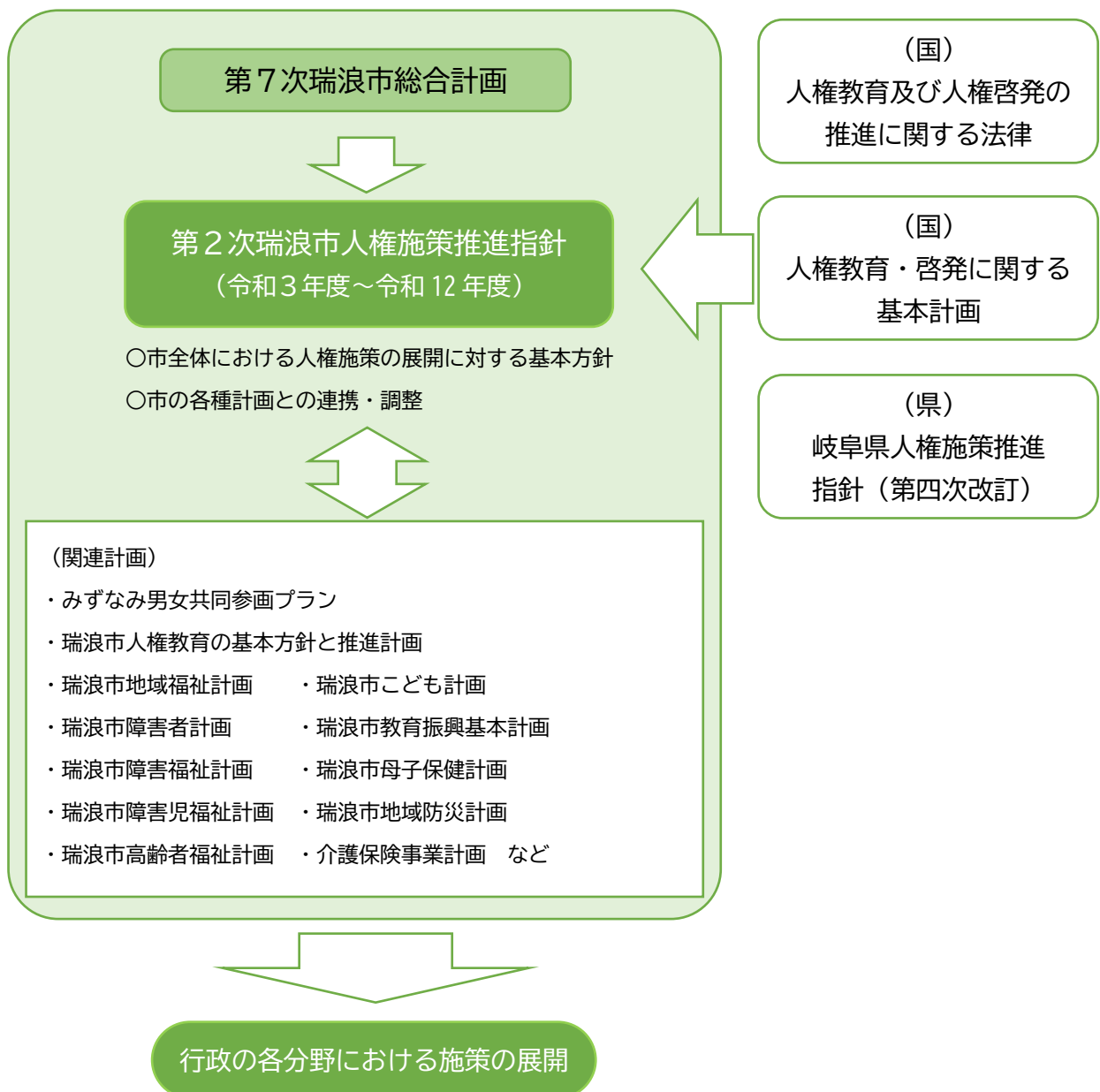
2013年に制定、2016年に施行された法律で、障がい者に対する不当な差別的扱いを禁止し、合理的配慮を提供する責務を行政機関や民間企業に課したもの。障がい者の社会参加を促進し、「すべての人が平等に暮らせる共生社会」の実現を目指している。

※LGBT

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が出生時の性と異なる人）の頭文字で、性的指向や性自認の多様性を表す言葉。

3 指針の位置づけ

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づいています。策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「岐阜県人権施策推進指針 第四次改訂」、人権に関する諸法令の他、「第7次瑞浪市総合計画」等の市の関係計画との整合性を図りながら、関係団体や関係機関と連携し、施策を推進します。また、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画※とし、「瑞浪市再犯防止推進計画」として位置付けます。



※再犯防止推進計画

犯罪者が再び犯罪に手を染めないための支援を目的とする計画。福祉、教育、雇用支援などを通じて全体的な社会復帰を支援する仕組みが含まれる。

4 指針の期間

「第2次瑞浪市人権施策推進指針」は、「瑞浪市人権施策推進指針」及び「瑞浪市人権施策推進行動計画」の考え方や取り組み内容を継承し、「指針」に「行動計画」を内包させた一体型の指針です。本指針の推進期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。今回、計画策定から5年を経過したことから、社会情勢等の変化や目標の達成状況等を踏まえ見直しを行いました。

（年度）

平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成31 令和1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
瑞浪市人権施策推進指針 平成 23 年度～令和 2 年度					第 2 次瑞浪市人権施策推進指針 令和 3 年度～令和 12 年度									
瑞浪市人権施策推進行動計画(後期) 平成 28 年度～令和 2 年度														
									中間 見直し					

5 SDGsの取り組み

平成27（2015）年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が全文に記載されました。そこには、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、SDGsを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。

「人権教育のための世界計画」第4段階においては、SDGsの目標4－7と連携することを盛り込んでいます。

本計画においても、国際的な取組と連携し推進することとしているため、SDGsを踏えて、計画を策定します。



1 人権教育・人権啓発

(1) 人権教育

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、「人を大切にすること」や「命を尊ぶ心」を育むことが人権教育の根幹であり、自分を大切にするとともに、相手を尊重する思いやりや共感力を育てることが必要です。そのためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通して、身近な生活の場から深く感じ、広く考える力を養う人権教育を行うことが重要です。

本市においては、学校教育、社会教育の両面においてそれぞれの発達段階に応じた人権教育を推進し、あらゆる差別の解消に努めます。

特に、学校教育においては、思いやりの心や生きる力を育むとともに、「いじめを根絶する」「差別をなくす」という観点から、幼児、児童、生徒の発達段階に即した教育活動を通して、適切に人権教育を推進していきます。

また、社会教育においては、他者の人権を尊重する必要性を学ぶとともに、人権尊重の精神を日常生活に生かすための学習機会を提供し、多様な背景を持つ人々（高齢者、障がい者、外国人住民、LGBTQなど）への理解を深めていきます。

市民一人ひとりが、人権を尊重した生き方の基礎を培い、日常の暮らしの中で豊かな人間関係を築き、かけがえない命と命が“生き合う”よう、学校教育、社会教育において推進していきます。

※LGBTQ

LGBTに加えて、「クィア／クエスチョニング（性のあり方にとらわれない性のあり方）」を含めた言葉で、性的指向や性自認の多様性を表す。

(2) 人権啓発

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動等を指します。

それぞれの発達段階に応じ、人権意識を高め、その重要性を正しく認識するためには一方通行的な情報発信だけでなく、住民同士の対話や共感を重視した「参加型・体験型」の啓発活動が求められます。

実施にあたっては、市民や事業者、関係団体等と連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

また、市民福祉の向上に関わる市職員や、子どもの人格形成等に重要な役割を担う教職員等が、常に人権尊重の視点をもって業務を遂行できるよう、各職員の意識啓発についても取り組みます。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、様々な人権啓発事業の開催や、市広報等を活用した啓発活動などを通じ、今後も継続的な人権啓発を粘り強く実施していきます。

2 相談体制

予期しない偏見や差別等の人権侵害に直面した人や、問題を抱え悩んでいる人には、適切な対応、支援が重要です。

相談者が迅速かつ適切な対応を受けられるよう、多様化・複雑化する人権課題に対応できる相談・支援体制の充実を図ります。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）※や児童虐待※、インターネットによる誹謗中傷や各種ハラスメント※等、多様化・複雑化する人権課題に対応できるよう、国・県、その他関係機関との連携に努めます。

相談窓口については、市民が必要に応じて相談できるよう、広く周知を図ります。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。暴力には身体的暴力（殴る、蹴る、物をぶつけるなど）のほかに精神的暴力（暴言、交友関係の規制など）や性的暴力（性行為の強制など）、経済的暴力（生活費を負担しない、就労させないなど）を含む。

※児童虐待

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄または怠慢）・心理的虐待の4つに分類される。

※ハラスメント

嫌がらせの意味。性的嫌がらせであるセクシュアル・ハラスメントや、職場内での優位性を背景にした嫌がらせであるパワー・ハラスメント、妊娠出産等を理由に不当な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがある。

3 推進体制

本市は、人権尊重を行政運営の基本として認識し、人権施策の推進に取り組めます。

また、市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国及び岐阜県と連携・協力を図るとともに、関係団体と一体となって取り組みを進めます。

一方、人権教育や啓発活動に関する施策の企画、立案から実施に際しては、様々な人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と連携や協力を図りながら推進します。

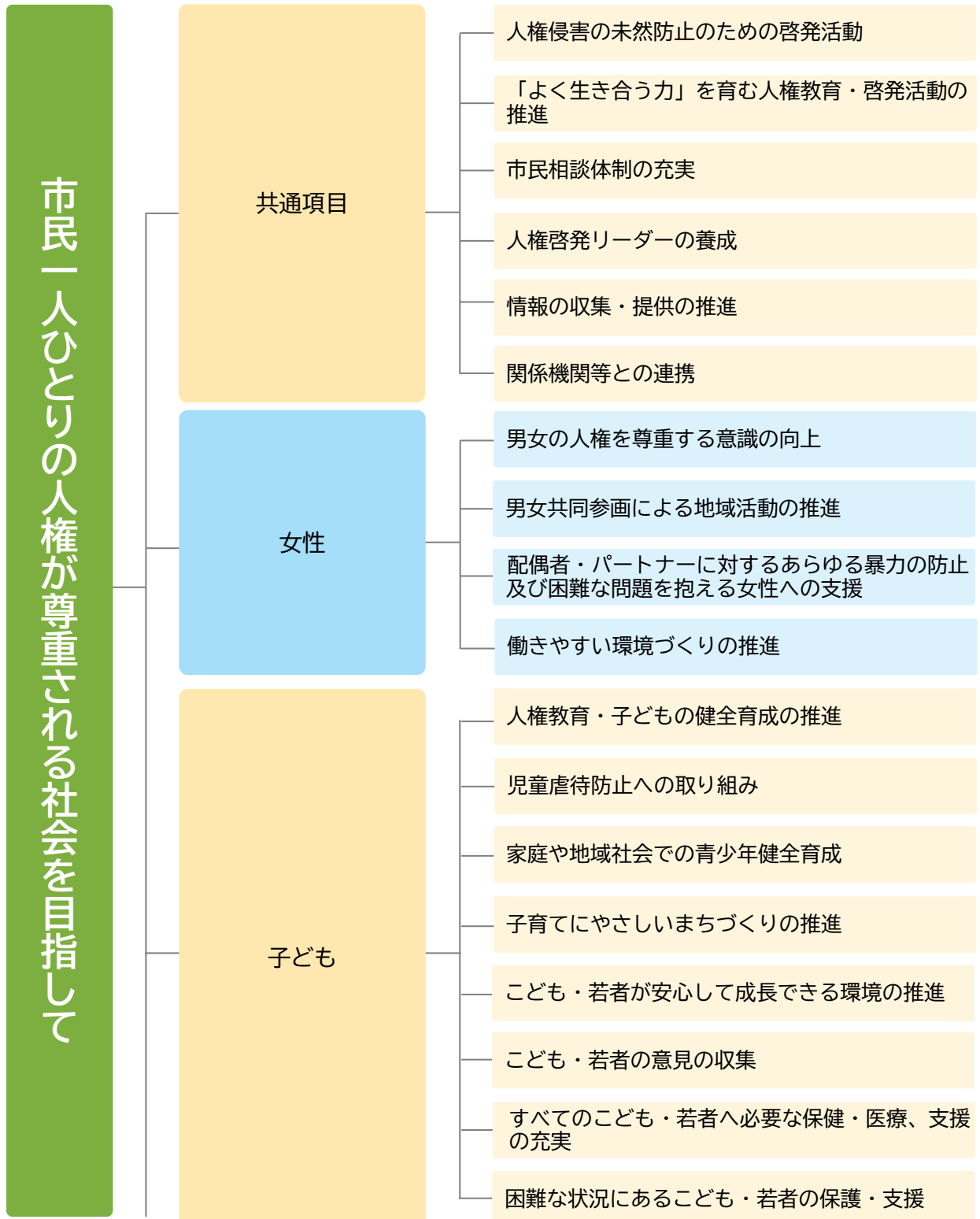
また、新たな人権課題や社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、必要に応じて本指針の見直しを行い、時代に即した人権施策を進めていきます。国内外の動向や社会情勢の変化に応じた施策を適切、的確に推進するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

1 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 区分 〕

〔 項目 〕



〔 基本理念 〕

〔 区分 〕

〔 項目 〕

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して

高齢者

- 自立・生きがいづくりへの支援
- 年齢にとらわれず活躍できる社会の構築
- 福祉・介護サービスの充実
- 安心して暮らせる生活環境の整備
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進
- 成年後見制度の適切な運用

障がい者

- 理解と交流の促進
- 地域生活への支援の充実
- 雇用・就労の支援と社会参加の促進
- 障がい者の家族への支援
- 障がい者にやさしいまちづくりの推進
- 障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応の推進
- 成年後見制度の適切な運用

部落差別
(同和問題)

- 部落差別（同和問題）の正しい理解と対応
- 雇用の安定向上
- 啓発の推進

外国人

- 国際理解・交流の推進
- 外国人児童生徒への教育体制の充実
- 外国人への生活支援の充実

感染症患者

- 偏見や差別の解消

〔 基本理念 〕

〔 区分 〕

〔 項目 〕



※アイヌ

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族のこと。母語はアイヌ語で、固有の文化や生活習慣を有する。明治政府の同化政策により、アイヌ民族が居住する「蝦夷地」と呼ばれる地域が日本に併合されたことから、その数は大きく減少し、独自の言語や文化は急速に失われた。

※情報リテラシー

情報活用能力のこと。

※ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のこと。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より）

第4章

人権教育及び啓発等に関する 具体的な施策と内容

1 共通項目

【現状と課題】

子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待、ハラスメント、いじめ等、人権問題は多様化・複雑化しています。

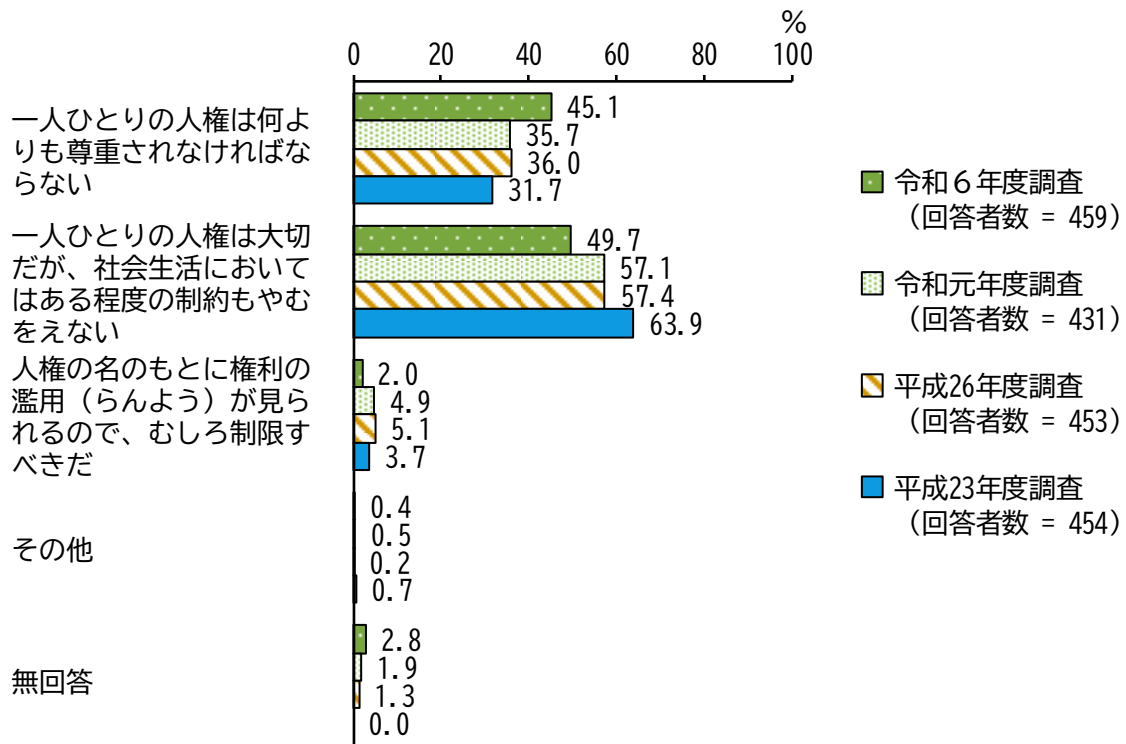
アンケート調査結果では、人権に対する考えに最も近いものについて、「一人ひとりの人権は大切だが、社会生活においてはある程度の制約もやむをえない」が49.7%と最も高く、次いで「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が45.1%となっており、他年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が増加傾向にあります。

また、身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますかについて、「どちらかと言えばそうは思わない」と「そうは思わない」を合わせた“そうは思わない”が15.7%となっています。

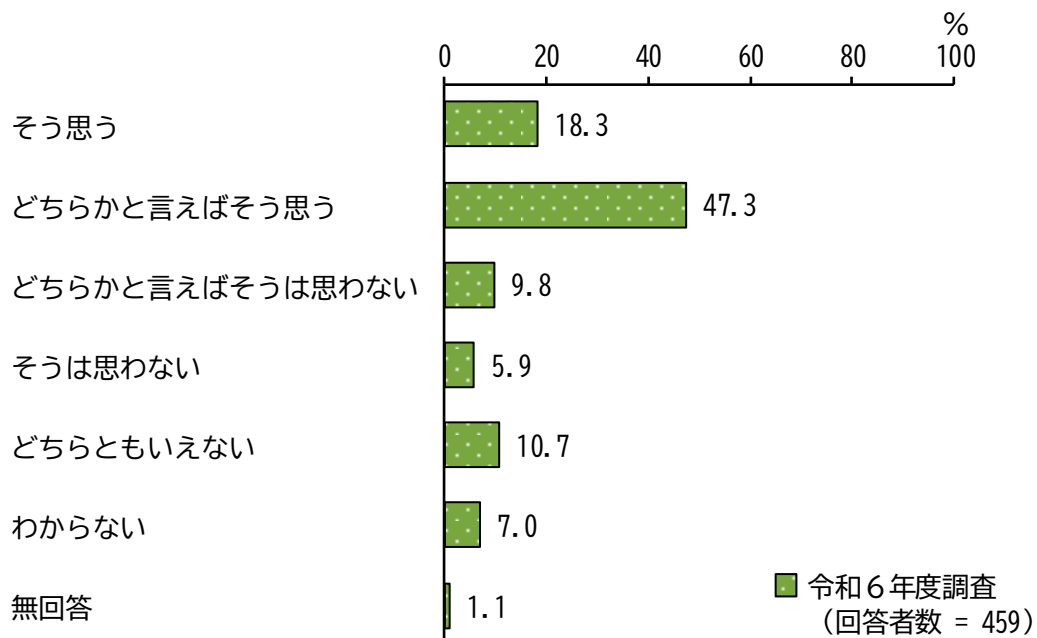
人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を推進することが必要です。

複雑・多様化する人権問題に総合的に対応できるよう、国、県、その他関係機関の相談機関と連携し、相談から解決及び自立支援までを迅速かつ柔軟に進める必要があります。

人権に対する考えに最も近いもの



身近で一人ひとりの人権は守られていると思うか



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 人権啓発講演会や研修会、広報みずなみなどを通じて、正しい知識を学び、自分ごととして考える機会を大切にします。
- 差別や人権侵害を「見て見ぬふり」せず、気づいたときに声を上げる勇気を持ち、未然防止に努めます。
- 困ったときには一人で抱え込まず、早めに信頼できる相手や相談窓口相談します。
- 人権についての情報を積極的に収集し、自ら学び続ける姿勢を持ち、身近な人とも人権について話し合います。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 市民一人ひとりが人権を自分のこととして考えられるよう、啓発や教育を通じて人権侵害の未然防止に取り組めます。
- 「ともに よく生き合う」地域社会をめざし、誰もが尊重される価値観を育む人権教育・啓発活動を推進します。
- 年齢や立場にかかわらず相談しやすい環境づくりを進め、特に若者や社会に出たばかりの世代にも届くよう、相談体制の充実と広報の強化に努めます。
- 人権に関する正しい知識や感覚を地域で伝えられる人材（リーダー）を育成し、学校や地域、職場などあらゆる場での啓発の広がりを図ります。
- ポスター掲示や広報みずなみ、SNSなど多様なメディアを活用し、市民の目に触れる形で、継続的かつ実感を伴う人権啓発を展開します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容
人権侵害の未然防止のための啓発活動	広報みずなみなどによる人権侵害の未然防止のための啓発活動の推進	・ 広報みずなみや市ホームページ、パンフレットなどを活用し、市民に対して積極的に人権啓発活動を行い、差別や人権侵害の未然防止に努めます。
	市民向けの啓発イベントの実施	・ 人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かせるような人権感覚を身につけることができるよう、人権啓発講演会や研修会、人権書道展など、人権に関する各種イベントを実施します。
「よく生き合う力※」を育む人権教育・啓発活動の推進	地域・職場における人権学習の推進	・ それぞれの地域や職場の主体性を尊重しながら、差別や人権侵害事案に対する不断の検証に努めるとともに、人権学習を推進し、人権意識の高揚によるこころ豊かなまちづくりを目指します。
	人権教育・啓発推進体制の充実	・ 「瑞浪市人権施策推進指針」に基づいた市の取り組みを進めるとともに、国、県、関係団体などとの連携を強化します。
	職員研修体制等の充実	・ 人権に関する理解と認識を深め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行できる職員を育成するため、職員向けの研修等を行います。

項目	具体的事業	事業内容
市民相談体制の充実	各種相談窓口の充実と関係機関、関係団体との連携強化	・各種相談窓口において、人権侵害や差別事象等の早期発見に努めるとともに、国、県などの関係機関や人権関連団体と密接に連携し、迅速な解決を目指します。
人権啓発リーダーの養成	人権啓発リーダーの養成	・人権啓発に関して、適切な指導・助言を行うために必要な知識や技術を取得するための研修等の機会を充実させます。
情報の収集・提供の推進	情報収集の環境整備	・定期的な市民調査の実施や相談室の普及を図り、常に情報が収集できる環境づくりを推進します。
	情報発信の推進	・広報みずなみや市のＨＰを定期的に更新し、必要な人に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信に努めます。
関係機関等との連携	関係機関、関係団体との連携強化	・人権問題は幅広く、個別の機関だけで解決することが困難であるため、国・県及び関係機関や団体等でお互いの専門性と役割を生かし、緊密に連携・協力する体制を図ります。

※よく生き合う力

「人権感覚を大切にしてお互いに生きていく力」を表現した本指針における造語。「生き合う」とは、相手とまっすぐに向き合い、お互い支え励まし合って生きていくことを形容している。

2 分野別の施策展開

(1) 女性

【現状と課題】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。

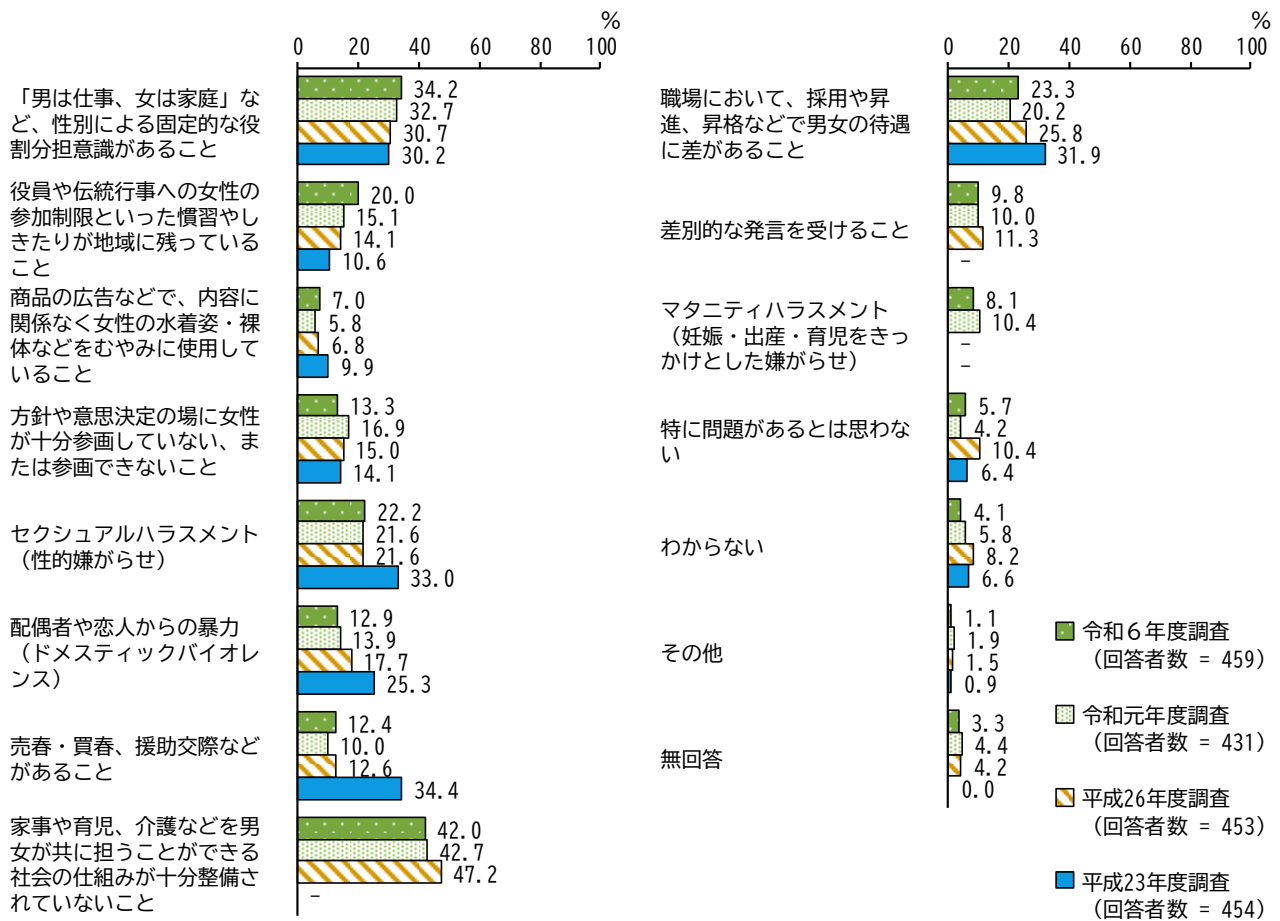
アンケート調査結果では、女性の人権問題で特に問題があると思うことについて、「家事や育児、介護などを男女が共に担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が42.0%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」が34.2%、「職場において、採用や昇進、昇格などで男女の待遇に差があること」が23.3%となっており、他年度調査と比較すると「男は仕事、女は家庭」など、性別による固定的な役割分担意識があること」「役員や伝統行事への女性の参加制限といった慣習やしきたりが地域に残っていること」の割合が年々増加しています。

また、女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「仕事と家庭生活の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が48.4%と最も高く、次いで「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」が37.9%となっており、他年度調査と比較すると、「学校や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」「職場において、採用や昇進、昇格などの男女の待遇の差をなくす」の割合が年々増加しています。

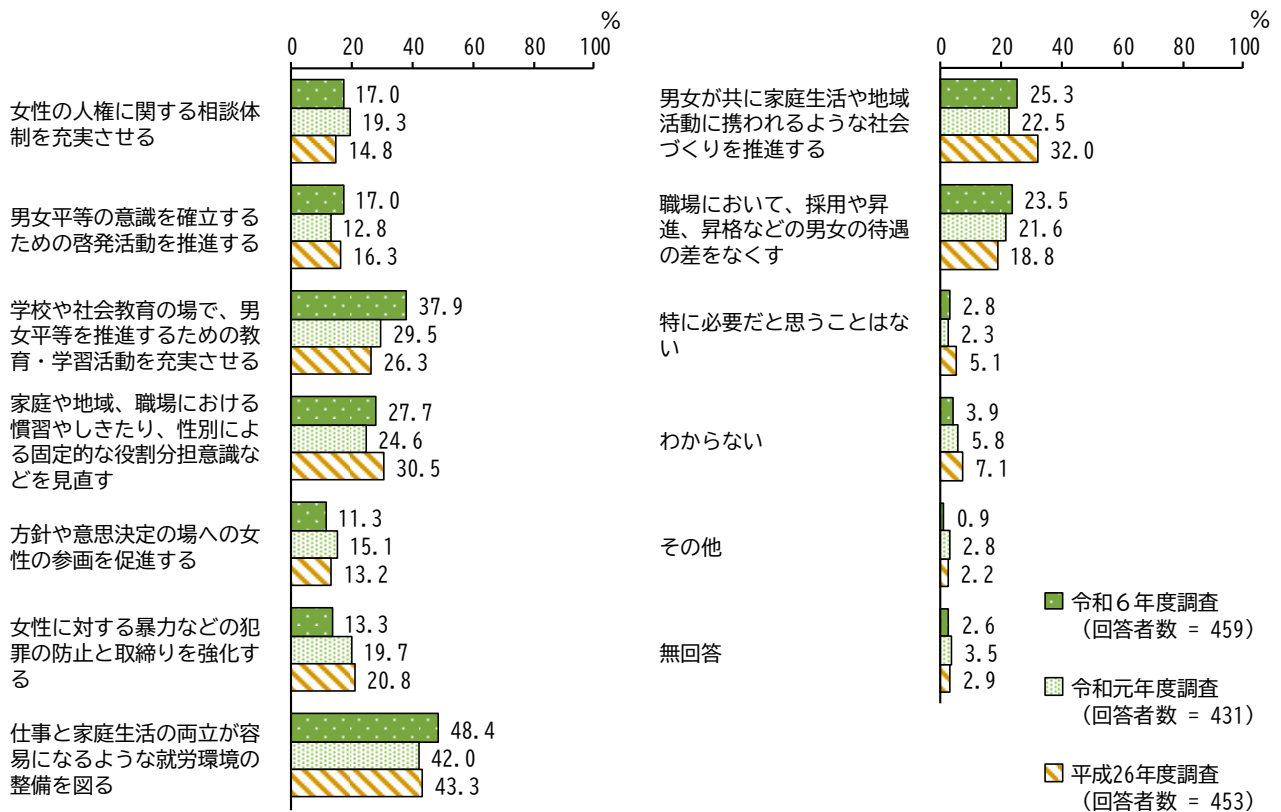
まだまだ、男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っていると認識しています。そのため、子どもの頃から、学校や地域、家庭などにおいて、男女共同参画やジェンダー平等の重要性を伝える啓発活動に取り組み、性別に関わらず誰もが望む暮らしができる社会への実現へとつなげていく必要があります。

さらに、男女共同参画に関する意識と関心を高めるため、子育て世代に限らず、若年層を中心とした他の世代に対してもより積極的な啓発を行う必要があります。

女性の人権問題について、特に問題があると思うこと



女性の人権を守るために、必要だと思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で“わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 性別にかかわらず、地域の行事や活動に積極的に参加し、つながりを深めます。
- お互いの立場や状況を理解し、思いやりと敬意のある言葉をかけ合います。
- 一人で抱え込まず、早めに家族や地域、専門機関などに相談します。
- DVなどの被害にあっている（可能性のある）人に気づいたときは、無理のない範囲で声をかけ、支援につなげるよう努めます。
- 子どもの頃から、家庭や学校で「人を大切にする心」や「多様性を尊重する姿勢」を育みます。
- 育児や介護など、家庭での役割を性別にかかわらず分かち合い、支え合う意識を持ちます。
- 仕事と家庭の両立に向けて、男女が協力し合えるような学びの機会（育児講座など）に参加します。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 子どもの頃からの人権教育を含め、学校や地域、家庭など様々な場面を通じて、男女共同参画やジェンダー平等の重要性を伝える啓発活動に取り組み、性別にかかわらず人権を尊重する市民意識の醸成を図ります。
- 市が委嘱する審議会や地域活動、まちづくりの場において、女性や多様な立場の人々が積極的に参画できるよう促進し、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりを支援します。
- 配偶者やパートナーによるあらゆる暴力の根絶に向け、教育・啓発活動を進めるとともに、被害者の救済支援や相談体制のさらなる充実、関係機関との連携を強化します。
- 男女がともに働きやすく、安心して子育てや介護と仕事を両立できる社会の実現に向け、男女間の処遇格差の是正や就労環境の整備に関する啓発を推進します。
- ファミリー・サポート・センター※の周知を図り、安心して利用できる体制づくりなど、支援制度の利便性や利用しやすさの向上を図ります。
- 若年層や子育て世代を含むすべての世代に対し、男女共同参画に関する理解と関心を高めるための情報発信や参加型の学習機会（育児講座など）を積極的に展開します。

※ファミリー・サポート・センター

子育てを地域で支え合う仕組みとして、子育ての手助けを受けたい人と行いたい人が会員となり、支え合う会員組織。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
男女の人権を尊重する意識の向上	習慣・慣習の見直しの啓発	・ 固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、学習の機会を提供します。	継続	通期	市民協働課
		・ 定期的に市民意識調査を行います。			
	広報みずなみなどを活用した情報発信の充実	・ 広報みずなみなどを活用し、「男女共同参画週間」(6/23-6/29)の周知に努めます。	継続	通期	市民協働課
		・ 広報みずなみや市ホームページなどを活用し、男女共同参画講演会などに関する情報発信に努めます。			
男女の人権を尊重する意識の向上	男女平等を基本とする教育の充実	・ 男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育を充実させます。	継続	通期	学校教育課
		・ 男女平等の考え方に基づく教育環境の整備を進めます。			
男女共同参画による地域活動の推進	意思決定の場での女性参画の推進	・ 男女平等意識の定着を図るため、市民を対象とした学習会、講演会などを開催します。	継続	通期	市民協働課
		・ 市が委嘱する審議会などの委員における男女の比率の平準化に努めます。			
	家庭教育における習慣・慣習の見直し	・ 市PTA連合会及び同子育て委員会の活動について、家庭教育における固定的な性別役割分担意識の解消に資する活動を支援します。	継続	通期	学校教育課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
配偶者・パートナーに 対するあらゆる暴力の 防止および 困難な問題を抱える 女性への支援	DVの防止啓 発活動の充実	・広報みずなみや市ホームページの活用、地域へのパンフレットの配布などにより、情報発信や啓発に努めます。	継続	通期	こども家庭課
		・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、街頭啓発活動を行います。			
		・広報みずなみ、市ホームページなどでの情報発信や学習会開催の周知などを行い、啓発に努めます。	継続	通期	市民協働課
	女性の暴力被害に対する救済支援の充実	・市営住宅の入居募集期間に優先入居を行い、生活基盤を支援します。	継続	通期	都市計画課
		・警察等と連携し、本人の申し出により、住民票などの発行を禁止する措置を継続して行います。	継続	通期	市民課
		・情報を共有するすべての課に対し、情報漏えい防止対策の徹底をします。			
	相談体制の充実	・家庭児童相談員による相談業務を行います。	継続	通期	こども家庭課
		・相談員を対象にした研修会を実施し、知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
働きやすい環境づくりの推進	男女の処遇格差の解消	・賃金および採用・配置・昇進などの格差解消に向け、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工観光課
	就労環境の整備	・就労環境整備の推進のため、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工観光課
	女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。			
	ハラスメントの防止	・関係機関と連携して、ハラスメント防止のチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工観光課
		・職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※などの防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。	継続	通期	秘書課 学校教育課
		・被害の相談があった場合は、適切に対応します。			
	子育て環境の充実	・保護者のニーズに対応した保育を実施していきます。	継続	通期	こども家庭課
		・様々な立場の男女が、仕事と家庭・地域活動への参加を自らの望むバランスで両立できるように啓発活動を行います。	継続	通期	市民協働課

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為。

※マタニティ・ハラスメント

職場等での妊娠・出産に関連して受ける不当な扱いや嫌がらせ。

(2) 子ども

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間や子ども同士の交流機会の減少、学力格差の拡大といった子どもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、薬物乱用、子どもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の子どもの人権にかかわる問題が深刻化しています。

アンケート調査結果では、子どもの人権問題で特に問題があると思うことについて、「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が59.9%と最も高く、次いで「暴力や育児放棄など、子どもを虐待すること」が53.4%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする人」が45.3%となっており、令和元年度調査と比較すると、「暴力や仲間はずれ、無視、容姿に関する悪口などのいじめを行うこと」が増加しています。

また、子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「学校において、いじめの防止に対する取り組みを強化する」が39.2%と最も高く、次いで「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」が35.3%、「学校教育における人権教育を充実させるため、教員など指導者の資質を高める」が35.1%となっており、他年度調査と比較すると、「子どもの人権に関する相談体制を充実させる」の割合が年々増加しています。

児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。

子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約※」（通称：子どもの権利条約）の理念や「こども基本法※」の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。そして、子どもが一人の人間として最大限に人権が尊重され、守られるよう、取り組みを一層推進していく必要があります。

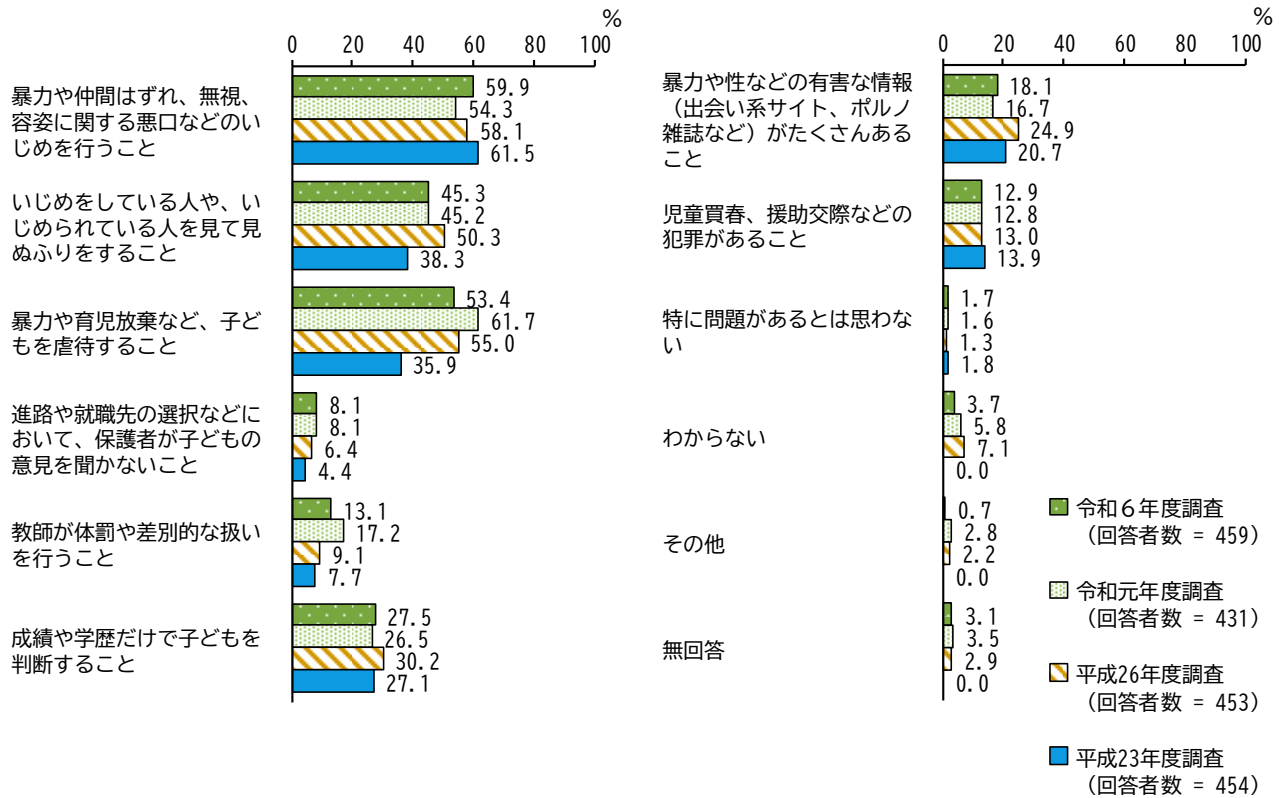
※児童の権利に関する条約

国際連合で1989年に採択され、日本は1994年に批准した条約で、18歳未満のすべての子どもが平等に権利を享受することを保障している。生存、発達、保護、参加の4つの原則を基に、子どもの最善の利益を第一に考えた施策が求められている。教育を受ける権利や暴力からの保護など、子どもを取り巻くさまざまな権利を包括的に規定している。

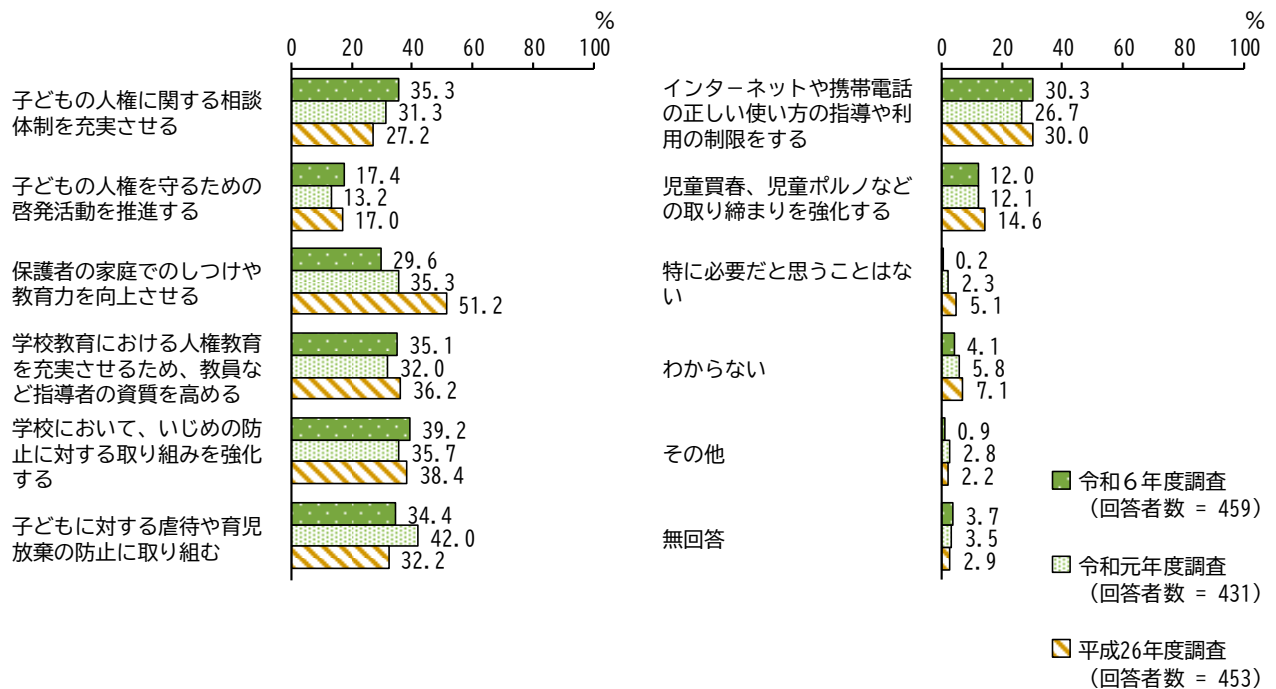
※こども基本法

すべての子どもが尊重され、健やかに成長できる社会の実現を目指した2022年施行の法律。この法律に基づき、地方自治体は子ども政策の策定と推進が求められている。

子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと



子どもの人権を守るために、必要だと思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で“わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 親子のふれあいや対話を大切にし、信頼関係を深めるよう心がけます。
- 子どもの学校行事や地域イベントに積極的に参加し、子どもの成長を共に見守ります。
- 地域子どもたちに積極的にあいさつや声かけを行い、地域全体で子どもを見守る雰囲気をつくります。
- 家族で地域の行事や活動に参加し、多世代の交流を通じて豊かな心を育みます。
- 子どもへの関わり方や育て方について学ぶ機会（勉強会・講座等）に参加し、子どもの人権や心の育ちへの理解を深めます。
- 子どもを「権利の主体」として尊重し、子ども自身が自分の意見を表現できるよう支援します。
- 子どもが「困っている」ときにＳＯＳを出せる環境を整えるとともに、**大人も積極的に支援やアドバイスを求めます。**

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 子どもを「権利の主体」として尊重し、子どもの人権意識を育む教育・啓発活動を推進します。
- 児童虐待の未然防止と早期発見に向け、保護者への支援や学びの機会を含めた総合的な取り組みを強化します。
- 学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けた包括的な取り組みを強化します。
- 不登校の未然防止と多様な学びの保障、子どもの意思を尊重した学校復帰や社会的自立への支援を充実させます。
- 支援を必要とする家庭や子どもへの切れ目のない相談・支援体制を構築し、わかりやすい窓口の整備を進めます。
- 情報モラルの向上を図るため、教職員・児童・生徒を対象にデジタルシティズンシップ教育※を推進します。
- 子どもがＳＯＳを出せる力を育てるとともに、その内容をすべての大人にも共有し、社会全体で支える意識を醸成します。

※デジタルシティズンシップ教育

デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、責任ある行動を取る能力や態度を育む教育。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・子どもの健全育成の推進	教育相談体制の充実	・教育支援センターの運営を充実させます。(学校訪問の回数の増加、学校や保護者との情報交換の活発化、地域・人と関わる機会の設定など)	継続	通期	学校教育課
		・教育相談の内容に応じ、学校と連絡を取り合い、協力して指導にあたるなど、継続的な事後指導を適切に行います。			
	人権に関する教育の充実	・各校における「人権教育全体計画」、「道徳教育全体計画」の作成・活用・評価・改善を進めます。	継続	通期	学校教育課
		・諸活動を計画・運営する際に、「人権」の観点を位置付け、実践・評価・改善を図ります。			
		・人権教育に資する道徳資料等の配備や実施状況、指導要録等の諸帳簿を確認し、指導を行います。			
		・人権教育について研修で学んだことを各園・学校で広め、「ひびきあい活動※」の取り組みを充実させます。			
	いじめの防止と子どもの権利擁護	・いじめ防止基本方針を策定し、いじめ根絶に向けた取り組みを一層強化します。	継続	通期	学校教育課
		・児童生徒を対象に実施する「心のアンケート※」や「いじめ110番ダイヤル※」などを通して、いじめの未然防止、早期発見に努めます。			
		・学校はいじめられた児童生徒の思いに寄り添い、迅速かつ的確に解消に向けて取り組みます。また、加害児童生徒に対し、適切な対応をとります。			

※ひびきあい活動

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む岐阜県独自の活動。

※心のアンケート

いじめや不登校の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うために、小中学校が児童生徒を対象に実施するアンケート。

※いじめ110番ダイヤル

子どもの悩み事に、教育支援センター及び学校教育課職員が24時間対応する市独自の電話相談事業。

項目		具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者	子育て支援事業の充実	・子ども・子育て支援事業の内、未実施の事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。	継続	通期	こども家庭課
			・保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。			
		講演会や講座の実施	・地域子育て支援センターにおいて、家庭のニーズに合わせた子育て関連の講習会を開催し、「親の育ち」、「子の育ち」を支援します。	継続	通期	こども家庭課 (子育て支援センター)
			・子育て支援センターが地域に出向き、講習会などを開催し、親子の育ちの支援や地域の子育て家庭同士の交流促進に努めます。			
			・子どもの成長段階に応じて、親子がともに健康について学ぶ機会を提供します。	継続	通期	健康づくり課
			・妊娠期にある父親と母親が、そろって親となる心構えや知識を学ぶ機会を提供するため、「明日の親学級（両親学級）」を企画、実施します。	継続	通期	生涯学習課 (市民図書館)
			・ブックスタート事業※や市民図書館での絵本の読み聞かせ、学習会などを実施することで、親子のふれあいを支援します。			
		育児と仕事を両立しやすい職場環境の整備	・事業者に対して、保護者が子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりに関する啓発を行います。	継続	通期	商工観光課
			・子育てと仕事の両立支援に関する情報をポスターの掲示やパンフレット・チラシの常設、ホームページへの掲載により周知します。			
			・ハローワークと連携し、仕事と子育ての両立を希望する方の就職相談や職場紹介などの就職支援を行う「マザーズコーナー※」の活用を促します。			

※ブックスタート事業

親子のふれあいの機会と読書の習慣をつくるため、4か月児健康診査にて絵本を配布する市の事業。

※マザーズコーナー

仕事と子育ての両立を希望する方の就職相談や職業紹介など就職支援を行う事業。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者 子育てに関する相談体制の強化	・健康づくり課、こども家庭課、認定こども園、子育て支援センター、児童館で子育て全般に関する相談業務を行います。また、「こども家庭センター」において、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的な相談支援を行います。	継続	通期	こども家庭課 健康づくり課
		・県女性相談支援センターや子ども相談センターなどと連携し、適切な対応を行います。	継続	通期	こども家庭課
		・相談業務の周知を図るとともに、職員の知識と対応力の向上に努めます。	継続	通期	こども家庭課 健康づくり課
		・乳幼児健診、乳幼児教室において、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による相談を行います。	継続	通期	健康づくり課
		・発達障がい※児とその家族に対する早期支援を行うため、発達支援相談窓口にて、保護者からの相談対応や検査・関係機関の紹介、情報の提供などを行います。	継続	通期	こども家庭課
		・子ども発達支援センター※において、療育支援、放課後デイサービスなどを行います。			
		・臨床心理士による園・小中学校への巡回訪問相談の充実や関係機関との連携強化など、支援システムの定着化を図ります。			
		・子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊びながら子育ての楽しさや不安を分かち合う場を設けることで、子育て家庭の孤立化を防ぎます。			
		・子育てに関する情報を提供し、親子の育ちを支援します。			
	家庭教育学級における人権教育の充実	・家庭教育学級の開催により、保護者の人権感覚を高めるための取り組みを継続して行います。	継続	通期	生涯学習課

※発達障がい

脳機能の問題が関係して生じる疾患。LD(学習障がい)、ADHD(注意欠如・多動性)、コミュニケーション障がいなどが含まれる。

※子ども発達支援センター

市内在住の0歳から18歳までの児童のことば、運動、社会性の発達に関する「発達相談」と子どもの発達段階や特徴に合った子育てができるよう「子育て相談」を行う機関。

項目		具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・子どもの健全育成の推進	教職員	幼児教育における遊びを通じた体験活動の推進	・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した教育・保育を実施します。	継続	通期	学校教育課
			・園内研修・教育保育研修のあり方を見直すなど、研修の充実を図ります。			
		一人ひとりを大切にした指導・教育の充実	教職員研修の充実	継続	通期	学校教育課
			いじめの防止と対応の充実	継続	通期	学校教育課
			不登校の未然防止と対応の充実	継続	通期	学校教育課

項目		具体的事業	事業内容		区分	事業期間	主管課
人権教育・子どもの健全育成の推進	教職員	一人ひとりを大切にした指導・教育の充実	学校・地域社会・家庭・児童生徒の実態を踏まえた指導体制の確立	・共通理解・共通行動で子どもを育てていくために、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進め、学校における児童生徒の姿を家庭や地域に発信するなど、情報を共有します。	継続	通期	学校教育課
				・こ小中共通の教育課題化に関する研修やキャリア教育推進委員会などの機会を活用し、連携の強化と指導の充実を図ります。			
				・ケースに応じて関係者で対応を協議し、指導の充実を図ります。	継続	通期	学校教育課
			スクールカウンセラーなど関係者との連携強化	・すべての中学校に、スクールカウンセラーなどを配置し、児童生徒や保護者に寄り添い、支援する教育相談を推進します。	継続	通期	学校教育課
・小学校については、校区の中学校との調整を図りながら、スクールカウンセラーなどの配置に向けた検討を行います。							
・スクールカウンセラーを指導者とした、教育相談に関する研修会を積極的に開催します。							
児童虐待防止への取り組み	子ども	法務局による「子どもの人権SOSミニレター※」や「こどもの人権110番」の活用	・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布することにより、身近な人にも相談できない悩みごとへの対応に努めます。	継続	通期	市民協働課	
			・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権110番」の周知と活用を呼びかけます。				

※子どもの人権SOSミニレター

相談したいことを書いてポストに投函(切手不要)すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、相談者が希望する連絡方法(手紙・電話)で返事をし、悩みごとの相談に応じるもの。ミニレター(便箋兼封筒)は、全国の小中学校、特別支援学校の児童・生徒全員に配布される。

項目		具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
児童虐待防止への取組	子ども	要保護児童※ (幼児等)の早期発見および保護	・家庭児童相談員による児童相談を実施します。	継続	通期	学校教育課
			・養育が困難な家庭に対し、家庭児童相談員などの専門職の訪問による相談や指導（養育支援訪問）などの支援を行い、虐待の予防に努めます。			
			・子ども相談センター、民生委員・児童委員などと連携し、要保護児童の早期発見と支援に努めます。			
			・子育ての不安や負担感の軽減のため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）」を実施し、心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な場合には、助言するとともに、適切なサービス提供につなげます。	継続	通期	こども家庭課
			・母子健康手帳の交付から子育て期を通じて、ハイリスク家庭（若年妊婦、双子、低出生体重児・発達障がい児など）や要支援児を把握し、個々に合わせた支援・助言を行い、虐待の予防・早期発見に努めます。	継続	通期	こども家庭課 健康づくり課
	保護者	児童虐待への対応	・家庭児童相談員による相談業務に加え、児童相談の実施とともに、相談員の知識や対応力を高めることで、相談体制の充実に努めます。	拡大	通期	こども家庭課
			・「こども家庭センター」において、子育て期の様々なニーズに対し、総合的な支援を行います。また、子ども相談センター、保健センターなどと連携し、要保護児童の早期発見と支援に努めます。	継続		
		児童虐待防止啓発の充実	・「児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）」を周知します。 ・広報みずなみや市ホームページの活用、地域へのパンフレットの配布などにより、情報発信や啓発に努めます。 ・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、街頭啓発活動を行います。	継続	通期	こども家庭課

※要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい有する子どもなどが含まれる。

項目		具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
児童虐待防止への取り組み	教職員	児童虐待の早期発見・早期対応	・児童虐待に関する保護者や地域の意識を高めるよう、講演（学習）会、懇談会、学校だよりなどを活用して、啓発を行います。	継続	通期	学校教育課
			・学校は子どもの様子に注意を払い、虐待と思われる事実があるときには、躊躇なく子ども相談センターに通報します。			
			・被害を受けた子どもの支援に努めます。			
			・青少年育成市民会議、民生委員・児童委員と連携し、虐待の発見、解決に努めます。			
		保護者に対する相談体制の充実	・保護者が気軽に学校に相談ができるような関係づくりと啓発に努めます。	継続	通期	学校教育課
			・虐待が懸念される事例については、学校での児童生徒の様子に細心の注意を払い、状況に応じて関係者とのケース会議をもつなど、迅速かつ適切に対処します。			
			・保護者と学校とのネットワークを強化し、迅速に情報が入手できるよう努めます。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
家庭や地域社会での青少年健全育成	まちづくり事業における幅広い世代の住民参加促進	・「青少年育成及び若者又は学校と協働で行う事業」等を「夢づくり地域交付金事業」の交付対象の一つとして位置づけ、地域の課題解決に結びつける取り組みを支援します。	継続	通期	市民協働課
	青少年健全育成市民会議の活動促進	・モデル地区を指定し、かつ、その活動を支援します。また、取り組み成果を発表してもらい、有益な情報を共有します。	継続	通期	生涯学習課
		・青少年の人権を尊重し、地域ぐるみで成長を見守るための街頭啓発活動を実施します。			
		・市民会議の諸事業を通じ、青少年自身のモラルや人権意識の向上を図ります。			
		・他団体と連携し、多様化する課題に対する取り組みや活動を強化します。			
	地域での見守り活動の推進	・東濃西部少年センター及び青少年育成市民会議による街頭巡回活動を通じ、青少年の非行防止や犯罪被害防止に努めます。	継続	通期	生涯学習課
		・防犯推進の会の「青色防犯パトロール事業※」を支援することにより、地域住民による見守り活動を強化します。	継続	通期	危機管理課
		・交通安全協会や交通安全サポーターなどが実施する交通安全街頭指導など、子どもを交通事故の被害から守るための活動を支援します。	継続	通期	危機管理課
		・防災・防犯「絆」メール※・LINEを活用し、防犯情報を発信します。登録者が増えるようシステムの周知に努めます。			

※青色防犯パトロール事業

地域の安全・安心の確保を目的とした、青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動。

※防災・防犯「絆」メール

気象警報や災害などの緊急情報や防犯情報を、登録されたメールアドレスに電子メールで提供する市の情報システムの名称。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
家庭や地域社会での青少年健全育成	地域での見守り活動の推進	・子どもたちの帰宅を促す防災行政無線を放送し、地域住民による時刻時の見守り活動を推進します。	継続	通期	危機管理課
子育てにやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザイン※のまちづくり	・歩道・広場の段差解消、休憩施設の設置など、利用者のニーズを反映させた整備を行います。その後の管理においても、利用者のニーズを把握し、すべての人が快適に過ごすことができるよう適切な改善に努めます。	継続	通期	都市計画課
		・市内・県内のバリアフリー情報や、授乳室、キッズコーナーなどの利用が可能な企業・店舗の情報などをまとめ、情報提供に努めます。	継続	通期	こども家庭課
	「赤ちゃんステーション※」の設置促進	・外出時に気軽に立ち寄り、授乳できるスペースを公共施設に設けます。	継続	通期	こども家庭課
		・民間施設にも「赤ちゃんステーション」の設置を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報を提供していきます。			
	安全な子どもの遊び場の確保	・市民公園の再整備及び街区公園の整備において、維持管理しやすく、かつ自然を生かした構造を採用し、快適な生活空間と災害時の避難地の確保をします。また、利用者にとって使いやすい施設にするよう引き続き改修を進めます。	継続	通期	都市計画課
		・公園遊具の安全を確保するため、安全基準に基づく点検を実施し、適切な維持管理を行います。			
		・児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、安全基準に満たない遊具は即時使用中止とし、早急に修繕します。	継続	通期	こども家庭課

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（障害者基本計画より）

※赤ちゃんステーション

乳幼児を連れた人が安心して授乳やおむつ替えを行えるように設置された公共スペースの愛称。市内の公共施設や商業施設で拡充されている。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
子育てにやさしいまちづくりの推進	安全な子どもの遊び場の確保	・各保育園・認定こども園の園庭を地域などに開放します。	継続	通期	こども家庭課
	未成年者への支援	・子どもの権利を保護する必要がある場合は、未成年後見制度を紹介します。	継続	通期	こども家庭課
こども・若者が安心して成長できる環境の推進	こどもまんなか社会の啓発	・こども・若者をはじめ、市民や、団体、市内企業、市職員に対し、こども・若者が権利の主体として社会に参画すること及びこどもに関する施策やまちづくり等に関する意見を取り入れていくことを推進し、また、意識の啓発を行います。	新規	通期	こども家庭課
	家庭教育における人権教育の充実	・家庭教育の中で、こどもの人権に対する意識を高めるための取り組みを行います。	新規	通期	学校教育課
	こども・若者の体験学習の推進	・市内企業等と連携した職場体験学習や、陶磁資料館や化石博物館、市之瀬美術館等における体験的な学習の機会を充実し、こども・若者の豊かな人間性を育みます。	新規	通期	スポーツ文化課 学校教育課
	安全なこどもの遊び場の確保	・各保育園・認定こども園の園庭を地域などに開放します。また、児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、安全基準に満たない遊具は早急に修繕します。	新規	通期	こども家庭課
こども・若者の意見の収集	こども・若者の意見の把握	・こども・若者に関する施策を検討する際には、こども・若者の意見を取り入れるためのアンケート調査等を実施し、施策への反映を検討します。	新規	通期	こども家庭課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
すべてのこども・若者へ必要な保健・医療、支援の充実	小児医療の充実	・関係機関等と連携をとりながら、医療体制の確保に努めます。令和8年2月開院予定の公立東濃中部医療センターに小児科を設置し、小児急性期医療の充実を図ります。	新規	通期	健康づくり課
	障がい児支援の充実	・各分野の関係機関が円滑に連携できるよう、定期的・継続的な会議開催により顔の見える関係性を維持するとともに、情報共有・意見交換・ケース検討等を通じて、各関係機関の役割・動向に関する理解を深め、担当者の資質向上及び支援体制の強化を図ります。	新規	通期	社会福祉課
困難な状況にあるこども・若者の保護・支援	県や専門機関の運営する相談窓口の周知	・子ども相談センターや、児童養護施設、乳児院等、県やこどもに関する専門機関が提供する相談事業や支援事業を子育て支援情報誌やホームページ等を通じて周知します。	新規	通期	こども家庭課
	要保護児童の早期発見及び保護	・養育が困難な家庭に対し、家庭児童相談員等の専門職の訪問による相談や指導（養育支援訪問）等の支援を行い、虐待や、ヤングケアラーの発生予防に努めます。	新規	通期	こども家庭課
	こどもの貧困対策の充実	・低所得者で生計が困難である世帯への生活支援、就労支援及び経済的支援を実施することにより、継続的・総合的にこどもの貧困対策を推進します。	新規	通期	社会福祉課 商工観光課
	生活困窮者自立支援制度の推進	・病気・失業・ひきこもり・借金・収入が不安定等、様々な理由で生活に困窮している方の社会復帰や生活の安定を支援します。	新規	通期	社会福祉課

(3) 高齢者

【現状と課題】

高齢者の増加、介護人材の不足により、高齢者の孤立、虐待、詐欺被害などに対し、地域全体で支え合う体制の強化が求められています。

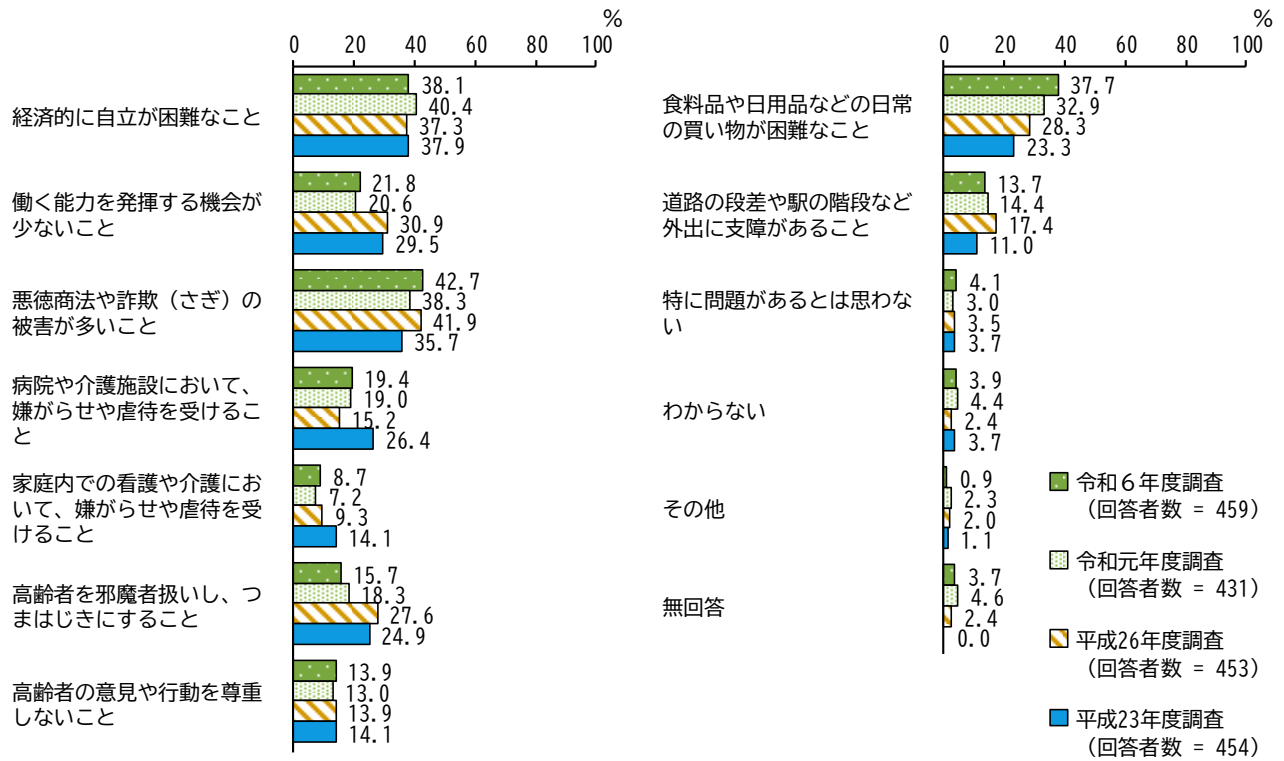
アンケート調査結果では、高齢者の人権問題で特に問題があると思うことについて、「悪徳商法や詐欺（さぎ）の被害が多いこと」が42.7%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」が38.1%、「食料品や日用品などの日常の買い物が困難なこと」が37.7%となっています。他年度調査と比較すると、「食料品や日用品などの日常の買い物が困難なこと」の割合が年々増加しています。

また、高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」が46.0%と最も高く、次いで「高齢者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」が37.0%、「高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する」が31.8%となっています。他年度調査と比較すると、「高齢者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」の割合が年々増加しています。

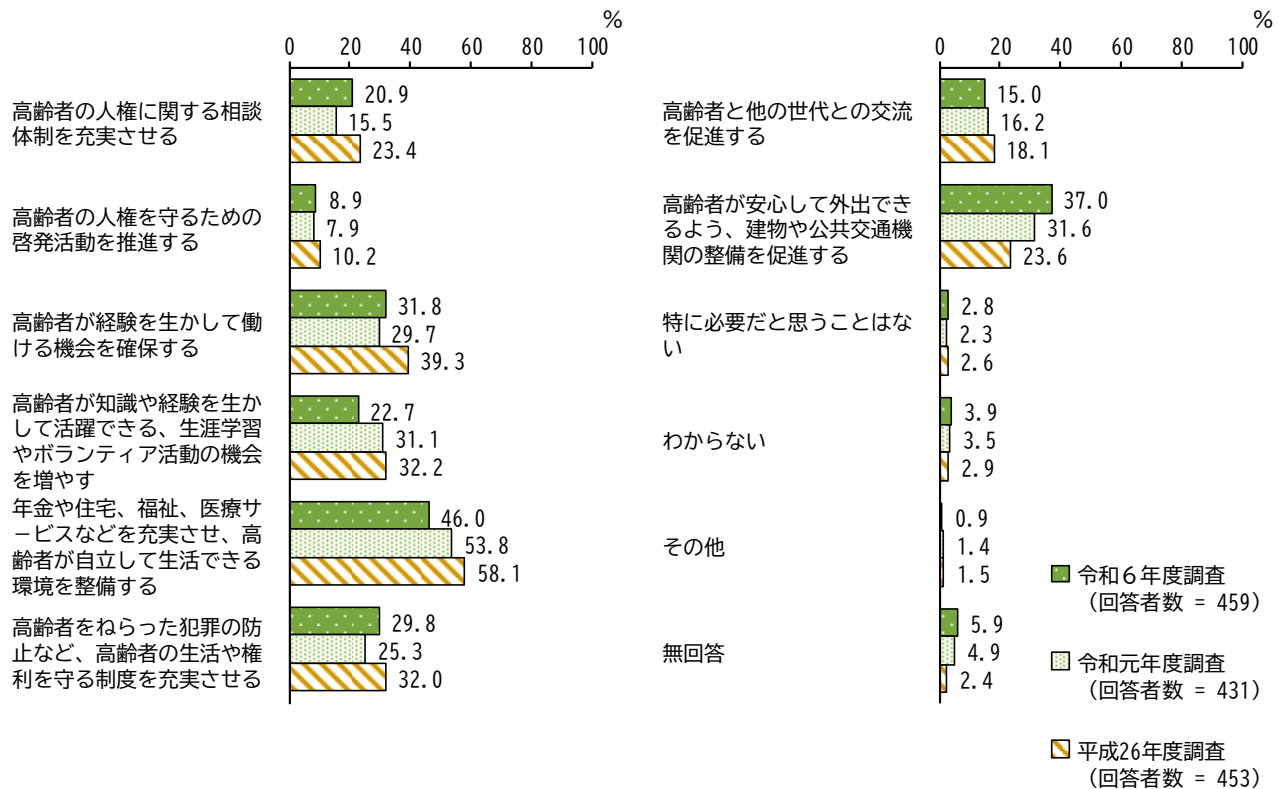
高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育などの取り組みを進めるとともに、高齢者に対する悪徳商法や詐欺防止に向けた相談窓口の設置、経済的支援、日常生活を支えるサービスの充実など関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図る必要があります。

また、高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労やボランティアの機会等を充実させるなど、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが必要です。

高齢者の人権問題について、特に問題があると思うこと



高齢者の人権を守るために、必要だと思うこと



【 今後の取り組み 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 健康で確認生き生きと暮らし続けられるよう、日々の生活の中で健康維持・増進に努めます。
- 地域の行事や学びの機会に積極的に参加し、顔の見える関係づくりと仲間づくりを進めます。
- 家庭の中で介護について話し合い、家族全員で介護に関心をもち、できることから関わります。
- 高齢者や介護をしている人を地域全体で見守り、日常的に声をかけ合いながら支え合います。
- ひとりで悩まず、早めに相談窓口や身近な支援機関につながるようにします。
- 高齢者が安心して生活できるよう、移動手段や買い物支援、見守り活動など地域全体での支え合いを広げます。
- 高齢者が尊重され、その経験や知識を活かせるような学びや就労の機会づくりに関心をもち、地域の中で役割を担うことを大切にします。
- 高齢者を狙った詐欺や悪質商法から身を守るため、家族や近所の人と日頃から声をかけ合い、相談しやすい関係を築きます。
- 成年後見制度などの制度も理解し、社会福祉協議会などと連携して活用できるようにします。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 高齢者が自立し、心豊かに生きがいを持って暮らせるよう、地域とのつながりを活かした支援を行います。
- 高齢者がこれまで培ってきた知識や能力を活かせるよう、就労・社会参加の機会や交流の場の創出に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活を支える福祉・介護サービスを提供するとともに、バリアフリー化や公共交通の充実、防災対策など、生活環境の整備に取り組めます。
- 高齢者や介護を行う人が安心して相談できるよう、身近な地域で支援につながる相談体制を強化します。
- 認知症高齢者など成年後見制度を必要とする人が、適切な支援に結びつくような体制を整えます。
- 高齢者を詐欺や悪徳商法などの被害から守るため、関係機関や地域住民、家族と連携した見守り活動や啓発、相談窓口の充実を進めます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
自立・生きがいづくりへの支援	生きがい活動の機会の充実	・シルバー人材センター事業が、急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、元気な高齢者が「社会の支え手」となるよう、今後も補助金を交付し、活動の支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・高齢者が社会の一員として生きがいや充実感を持ち、健康の維持・増進を図るため、長寿クラブおよび長寿クラブ連合会の活動に対して補助金を交付するなど、活動を支援します。			
		・地域の人や高齢者同士が交流する機会を提供することで、高齢者の引きこもりを防止し、生き生きとした生活が送れるよう、各地区の福祉委員や社会福祉協議会が連携して実施する「いきいきサロン」の開催を支援します。			
		・長寿クラブ活動などに対する広報活動を強化することで、新規会員の確保を支援します。			
		・地域の高齢者が集まる場所などに出向いて、介護予防教室を開催し、健康を維持・増進ができるよう支援します。教室終了後も生きがいを持って生活できるよう自主活動の支援などを行います。			
		・生きがいを創り出せるような学習内容を充実した高齢者を対象とする寿大学を開催します。また、多様なクラブ活動が展開されるよう支援します。	継続	通期	生涯学習課
		・高齢者の生きがいづくりの場として、生涯学習講座、公民館講座などにおいて、高齢者を対象とした事業・メニューの提供を行います。			
		・公民館講座の受講から自主団体としての活動に発展するように、積極的に支援を行います。			
年齢にとらわれず活躍できる社会の構築	ボランティア活動へ的高齢者の参加促進	・長寿クラブを中心とした地域の清掃・美化活動を支援します。	継続	通期	高齢福祉課
		・長寿クラブが行う地域の子どもの見守り活動や、地域の高齢者の孤立化を防ぐための「友愛活動」(声掛け・支え合い・仲間づくりなど)を支援します。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
年齢にとらわれず活躍できる社会の構築	ボランティア活動への高齢者の参加促進	・ボランティア活動に関する広報啓発活動を支援します。	継続	通期	高齢福祉課
		・まちづくり推進組織に対する支援を行うことで、まちづくり推進組織において主要な担い手である高齢者の活躍の場を整備します。	継続	通期	市民協働課
		・文化祭等の公民館事業の補助など、高齢者が参加しやすいボランティア活動を計画します。	継続	通期	生涯学習課
福祉・介護サービスの充実	福祉サービスの充実	・住み慣れた家や地域で暮らしたいと願う高齢者の孤独感の解消や、自立した生活への支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・介護する家族に対する相談体制や負担を軽減するためのサービス体制を整えます。			
	住民相互で支えあう地域体制の充実	・医療関係者、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、地域課題や対応策を検討していくことで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」を推進します。	継続	通期	高齢福祉課
		・地域住民による支えあい活動の担い手を養成し、担い手が活動できる体制を整えます。			
		・民生委員・児童委員、福祉委員、長寿クラブ、まちづくり推進組織や区長会等との連携を強化し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。			
		・新聞、ガスなどの民間事業者との見守り協定を結び、さりげない見守り活動を継続していきます。			
	適切なサービス提供に向けた相談事業の充実	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談（介護、認知症、虐待など）に応じます。	継続	通期	高齢福祉課
		・民生委員・児童委員、介護支援専門員などに介護に関する情報を随時提供し、連携することで、総合相談体制の充実を図ります。			
		・相談窓口の周知を図ります。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
福祉・介護サービスの充実	適切なサービス提供に向けた相談事業の充実	・「高齢者保健福祉サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。	継続	通期	高齢福祉課
		・「介護保険サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。			
安心して暮らせる生活環境の整備	住まいの保障	・介護保険制度を活用した住宅改修について、ニーズに応じた適正な給付事務を行います。	継続	通期	高齢福祉課
		・安心して生活できる住宅の普及を促進するため、毎年地区を定め、地区内にある昭和 56 年 5 月以前建築の木造住宅を全戸訪問し、無料耐震化診断を勧めるなど、直接的な働きかけを行います。	継続	通期	都市計画課
	家庭における防火対応の促進	・住宅用火災警報器の設置及び維持管理について、従前の啓発活動を継続するとともに、今後は、設置から 10 年が経過した機器の維持管理について、重点的な啓発活動を実施します。	継続	通期	予防課
	緊急時の対応強化	・健康に不安を持つひとり暮らし高齢者に対し、非常ボタンを押すだけで消防署に連絡が入る緊急通報装置の貸出などを行います。	継続	通期	高齢福祉課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
安心して暮らせる生活環境の整備	高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化	・地域ぐるみの見守り活動として、関係機関（警察、防犯協会など）と連携し、高齢者の家庭訪問を行います。また、高齢者団体向けの防犯講話などを行います。	継続	通期	危機管理課
		・消費生活トラブルの未然防止に向け、広報みずなみなどを活用した注意喚起の他、消費生活講座などを実施します。	継続	通期	市民協働課
		・市民相談室や消費生活相談窓口の充実と周知に努め、関係機関（見守りネットワーク※）と連携し、問題解決に向けた支援を行います。			
まちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	各施設の管理者
		・市内施設の維持管理に努めます。	縮小	通期	各施設の管理者
早期対応の推進	高齢者の虐待防止と対応	・地域包括支援センターや関係機関と連携して、権利擁護に関する相談支援体制の強化を図り、高齢者虐待の早期発見、把握に努めます。	新規	通期	高齢福祉課
		・虐待防止のための広報・啓発活動を広く行います。			

※見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）

地域住民や民間事業者、行政などが普段の生活の中で異変や困りごとに気づき、それを見過ごさず関係機関に連絡・支援をつなげることを目的とした協力体制。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
成年後見制度の適切な運用	中核機関※の設置・運営	・地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関を東濃５市の連携により設置し、その運営を適切な団体に委託します。	新規	通期	高齢福祉課
		・中核機関を事務局とした多職種間における協議により、地域連携や対応力強化を図ります。			
	権利擁護支援の検討に関する支援	・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した支援を行います。	新規	通期	高齢福祉課
		・本人や家族、地域住民などの関係者に対し、制度の理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人を早期に把握し、支援につなげます。			
	制度の開始までの支援	・身寄りのない人、虐待事案等について、適切に市長申立てを活用します。	新規	通期	高齢福祉課
		・成年後見制度の適切な利用の検討を行い、必要に応じて日常生活自立支援事業等他の支援につなぐなど、適切な権利擁護が行われるよう関係機関と連携を図ります。			
		・中核機関による受任者調整機能を強化し、適切な後見人候補者の選任と権利擁護支援チームの形成を支援します。			
	制度の利用開始後に関する支援	・成年後見制度利用支援事業により、申立費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。	新規	通期	高齢福祉課
		・中核機関と連携して後見人支援を行うことで、適正な後見事務が確保されるよう努めます。			
		・成年被後見人について、適切な名簿管理など、速やかに適正な措置を取ります。	継続	通期	市民課

※中核機関

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関。司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担う。東濃圏域では、東濃５市共同での設置を目指し、継続的に協議を行っている。

(4) 障がい者

【現状と課題】

障がい者が地域で自立して生活するためには、障がいに対する理解、ユニバーサルデザインの環境整備、インクルーシブ教育※など多くの支援を必要としています。

アンケート調査結果では、障がい者の人権問題で特に問題があると思うことについて、「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」が51.0%と最も高く、次いで「就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること」が46.6%、「生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が28.3%となっており、すべての年代で「障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること」「就労の機会が少なく、職種も限られていることや不利な扱いをされること」の割合が高くなっています。

また、障がい者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」が42.7%と最も高く、次いで「障がい者の就労機会を確保する」が40.7%、「障がい者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」が35.7%となっており、他年度調査と比較すると、「障がい者が安心して外出できるよう、建物や公共交通機関の整備を促進する」の割合が年々増加しています。

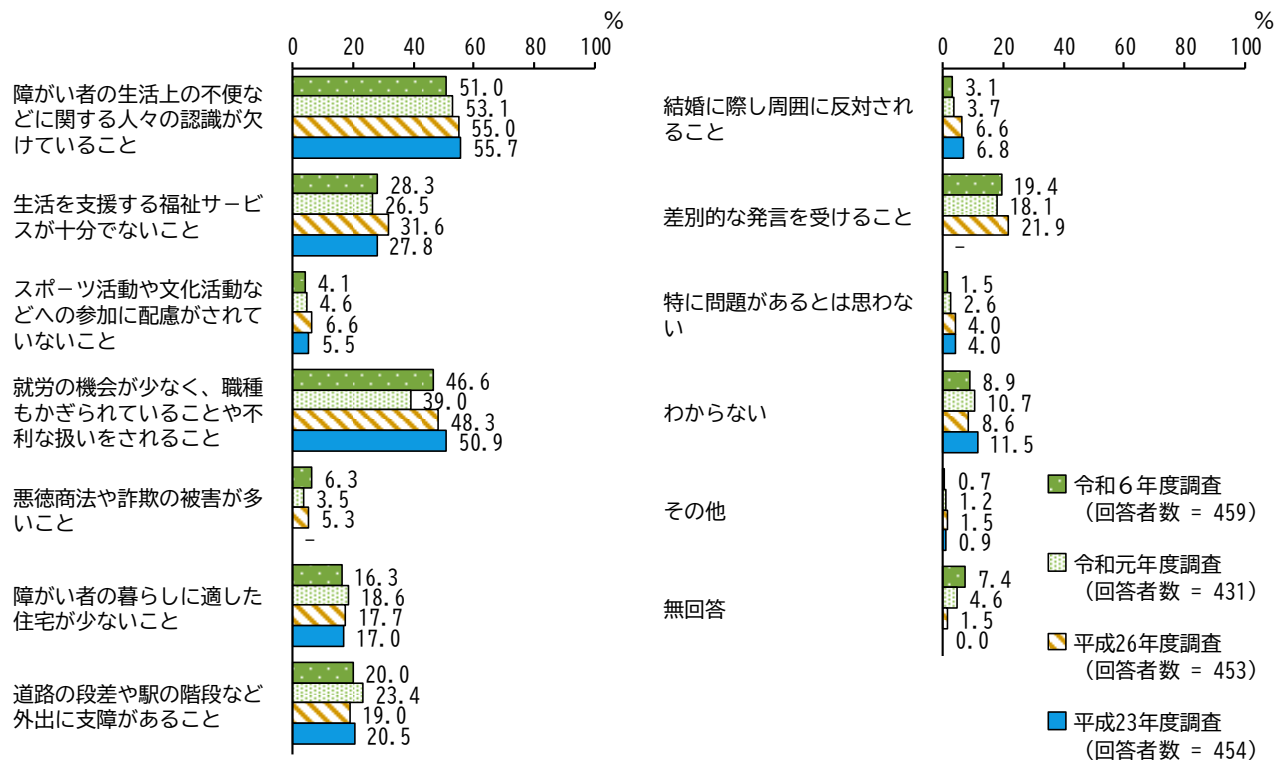
障がい者の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がい者への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障がい者についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。そして、障がい者による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっています。

また、障がい者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実、就労支援などが必要です。

※インクルーシブ教育

障がいのある子供を含む全ての子供に対して、子供一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を通常学級において行う教育のこと。

障がい者の人権問題について、特に問題があると思うこと



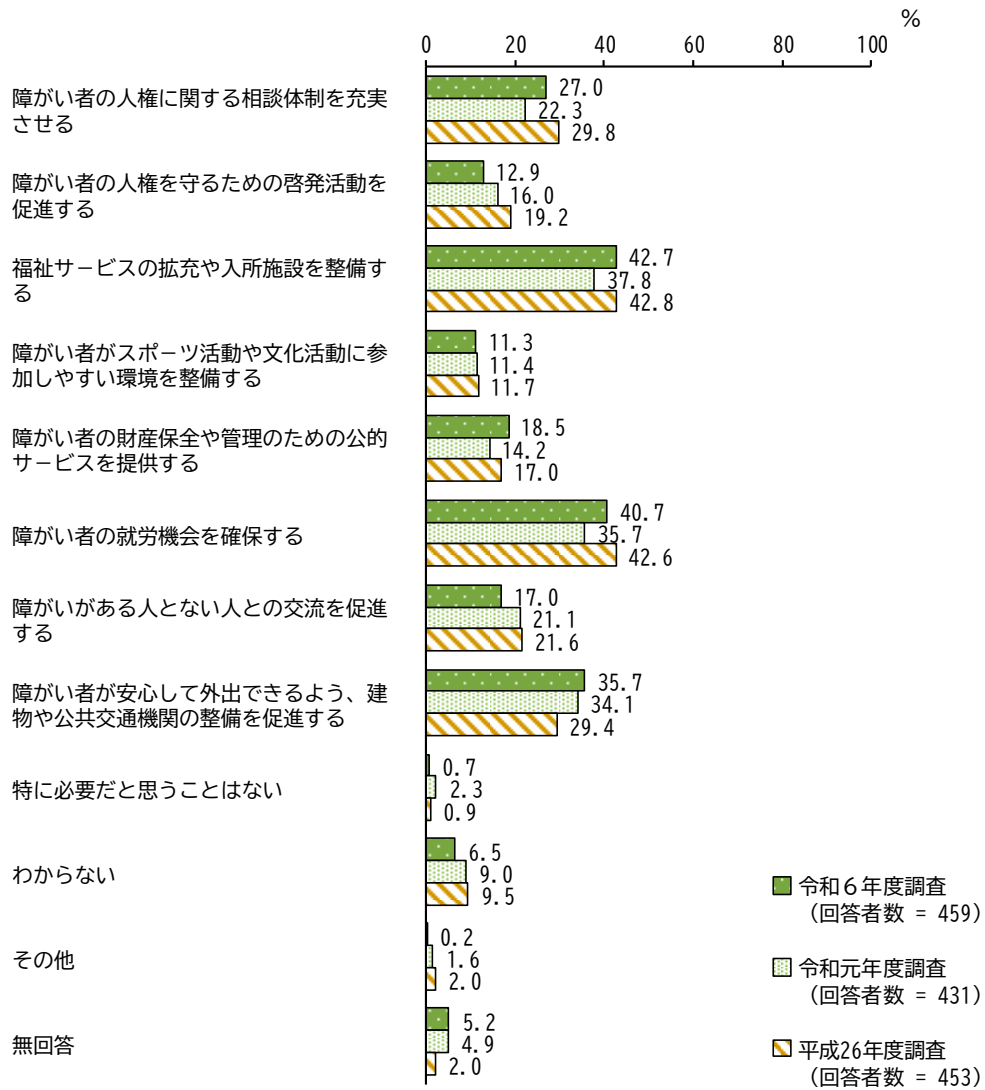
【年代別】

単位：％

区分	回答者数 (件)	障がい者の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けていること	生活を支援する福祉サービスが十分でないこと	スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がされていないこと	就労の機会が少なく、職種もかぎられていることや不利な扱いをされること	悪徳商法や詐欺の被害が多いこと	障がい者の暮らしに適した住宅が少ないこと	道路の段差や駅の階段など外出に支障があること	結婚に際し周囲に反対されること	差別的な発言を受けること	特に問題があるとは思わない	わからない	その他	無回答
全 体	459	51.0	28.3	4.1	46.6	6.3	16.3	20.0	3.1	19.4	1.5	8.9	0.7	7.4
18、19、20歳代	36	38.9	22.2	2.8	47.2	2.8	13.9	16.7	5.6	30.6	2.8	11.1	—	2.8
30歳代	62	45.2	32.3	3.2	48.4	1.6	16.1	22.6	3.2	35.5	—	9.7	1.6	6.5
40歳代	69	53.6	36.2	4.3	46.4	5.8	18.8	18.8	5.8	15.9	—	10.1	—	4.3
50歳代	78	52.6	30.8	5.1	53.8	3.8	15.4	17.9	2.6	20.5	2.6	7.7	1.3	6.4
60歳代	106	62.3	28.3	3.8	52.8	5.7	17.0	20.8	1.9	15.1	0.9	4.7	—	2.8
70歳以上	103	45.6	21.4	4.9	35.0	12.6	14.6	22.3	1.9	11.7	2.9	11.7	1.0	16.5

※割合の高い項目の上位3位までを網掛けで表示（無回答は除く）

障がい者の人権を守るために、必要だと思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で“わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 障がいのある人もない人も、互いを理解し尊重しながら、様々な交流の場に積極的に参加します。
- 障がい者の視点に立ち、施設や道路、公共空間の使いやすさや課題に気づき、改善の意識をもちます。
- 一人で悩まず、困ったときは早めに相談し、必要な支援につながる行動をとります。
- 障がい者の自立や社会参加を応援し、自己決定・自己選択を尊重する姿勢を大切にします。
- 子どもたちに対して、家庭の中でも人としての関わり方を教え、障がい者への理解を深めるよう努めます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深め、日常的な交流や学びの機会を通じて共生社会の実現を目指します。
- 障がい者の権利を尊重し、成年後見制度の活用を含めた権利擁護の取り組みを進めます。
- 障がい者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、支援体制やサービスの充実を図ります。
- 障がい者の自立を支え、就労や多様な社会参加の機会を広げるための支援を推進します。
- 障がい者の家族が抱える負担や不安を軽減できるよう、相談支援や情報提供、必要なサービスの充実を図ります。
- バリアフリー化の推進や情報のユニバーサルデザイン化など、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 園・学校・家庭が連携し、子どもの頃から障がい者への理解と尊重を育む教育を支援します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
理解と交流の促進	障がいのある子どもとの交流教育の推進	・通常学級と特別支援学級※との交流を積極的に進めるとともに、特別支援学校※に在籍する子どもの居住地校交流※を行います。	継続	通期	学校教育課
		・市内すべての学校が「福祉協力校」として、社会福祉協議会と連携を取りながら、障がい者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めるための啓発活動を行います。			
	特別支援教育の充実	・障がいのある子ども一人ひとりの個別指導計画を作成し、障がいの特性に応じて一貫した指導の工夫・改善を図ります。	継続	通期	学校教育課
		・LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性）など発達障がいに対応できるよう、必要に応じて専門家の派遣や、教員に対する研修を行います。			
	教育のユニバーサルデザイン化に向けた取り組み	・小中学校において、発達障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって分かりやすく、楽しい授業をつくる「授業のユニバーサルデザイン化」を進めていきます。	継続	通期	学校教育課
		・「インクルーシブ教育」の観点から、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子ども達が共に学ぶことを大切にしていきます。			
	交流事業の充実	・障がい福祉サービス事業所などが行う地域交流事業のPRを支援し、共生意識の醸成につながる機会を確保します。	継続	通期	社会福祉課

※特別支援学級

障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級のこと。

※特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。（学校教育法より）

※居住地校交流

特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小中学校に行き、居住地の児童生徒と一緒に学習活動を行うことで、つながりを深めていくことを目的とした交流事業。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
地域生活への支援の充実	相談窓口の充実	・相談につながるよう、身近な相談窓口の周知を図ります。相談内容が複合化・重層化する中、各相談窓口が円滑に連携・協働しながら対応できるよう、基幹相談支援センター※を中心とした相談支援体制の機能を強化します。	継続	通期	社会福祉課
	地域生活支援の充実	・日常生活用具給付や移動支援等の各種制度について周知を図るとともに、制度がニーズに合致しているかを検証しながら、よりよい制度となるよう努めます。			
	訪問サービスの充実	・居宅介護等の訪問系障害福祉サービスについて、心身状況や生活状況等を勘案しながら、適切に支給決定します。			
	住宅環境の改善（助成制度）の促進	・制度の周知を行うとともに、申請時には丁寧な聞き取りにより改修内容を確認し、居宅生活の利便性が向上するよう支援します。			
雇用・就労の支援と社会参加の促進	ハローワークなど、労働関係機関との連携や相談機能の充実	・ハローワークや雇用開発協会などの関係機関と連携して、説明会などを実施し、情報提供を行います。	継続	通期	商工観光課
		・働く意思のある障がい者の就労を支援するため、就労に関する情報提供や企業に対する啓発を行います。			
		・障がい者の雇用促進と就労定着に向け、関係機関と連携しながら、障がいの特性に応じた就労支援を行います。	継続	通期	社会福祉課
	福祉的就労の場の確保	・身近な地域での就労先・実習先の確保に向け、雇用側と障がい者がお互いに理解を深めることができるよう、企業等と就労系事業所との連携を支援します。	継続	通期	社会福祉課
	障がい者の積極的な雇用	・障がいの種類を限定することなく、障がい者が活躍できる職場の実現を目指します。	拡大	通期	秘書課

※基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、専門的・総合的に相談業務を行う機関。東濃5市共同で設置し、東濃圏内の6か所の相談支援事業所に運営を委託している。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課
雇用・就労の支援 と社会参加の促進	障がい者の社会参加への支援	・社会参加の促進及び共生社会実現に向けた身体障害者福祉協会の活動を支援します。関係部署と連携し、障がい者が文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりをめざします。	継続	通期	社会福祉課
障がい者の家族への支援	障がい者の家族への支援の充実	・障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所サービスや日中一時支援事業を行う事業所の確保と利用促進に努めます。 ・相談支援事業所と連携しながら、相談しやすい体制づくりをし、早期の対応ができるように努めます。	継続	通期	社会福祉課
障がい者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	各施設の管理者
		・市内施設の維持管理に努めます。	継続		
障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応の推進	障がい者の虐待防止と対応	・障がい者への虐待については、引き続き、障害者権利擁護センター、市町村、岐阜労働局その他関係機関と連携して、予防、早期発見、早期対応に努めていきます。 ・虐待通報への第一義的な対応窓口である市町村の対応力の向上を図るため、社会福祉士会、弁護士会等と連携して、市町村の求めに応じ、支援チームを派遣します。	新規	通期	社会福祉課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課
成年後見制度の適切な運用	中核機関の設置・運営	・地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関を東濃5市の連携により設置し、その運営を適切な団体に委託します。	新規	通期	社会福祉課
		・権利擁護支援に係る関係機関で構成する協議会を設置します。中核機関を事務局として、多職種間において地域課題を共有し協議を重ねる中で、地域における連携や対応力の強化を図ります。			
	権利擁護支援の検討に関する支援	・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した支援を行います。	新規	通期	社会福祉課
		・本人や家族、地域住民などの関係者に対し、制度の理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人を早期に把握し、支援につなげます。			
	制度の開始までの支援	・身寄りのない人、虐待事案等について、積極的に市長申立てを活用します。	新規	通期	社会福祉課
		・成年後見制度の適切な利用の検討を行い、必要に応じて日常生活自立支援事業等他の支援につなぐなど、適切な権利擁護が行われるよう関係機関と連携を図ります。			
		・中核機関による受任者調整機能を強化し、適切な後見人候補者の選任と権利擁護支援チームの形成を支援します。			
	制度の利用開始後に関する支援	・成年後見制度利用支援事業により、申立費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。	新規	通期	社会福祉課
		・中核機関と連携して後見人支援を行うことで、適正な後見事務が確保されるよう努めます。			
		・成年被後見人について、適切な名簿管理など、速やかな措置を行います。	継続	通期	市民課

(5) 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の上で様々な社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。

アンケート調査結果では、部落差別（同和問題）について、あなたはどのように考えますかについて、「わからない」が43.6%、「特に興味はない」が13.3%となっており、他年度調査と比較すると、「わからない」の割合が増加傾向にあります。

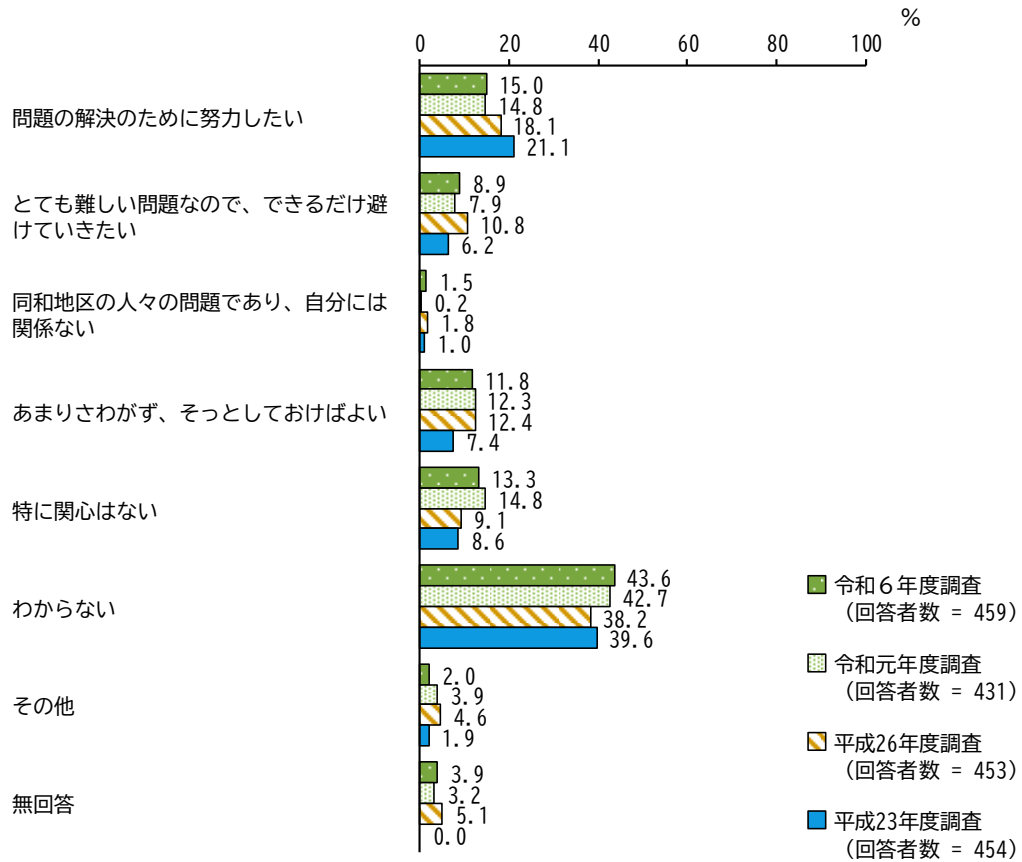
また、部落差別（同和問題）について、特に問題があると思うことについて、「わからない」が35.3%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が34.0%、「差別的な発言を受けること」が17.6%となっており、他年度調査と比較すると、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」「差別的な発言を受けること」が増加傾向にあります。

市民の部落差別（同和問題）に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育及び人権啓発の取り組みをすすめる、**部落差別の解消の推進に関する法律※（部落差別解消推進法）**の周知や市民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しい知識を学び、理解し、偏見にとらわれない、差別のない社会をめざしていく必要があります。そして、部落差別（同和問題）解決に寄与する啓発などの取り組みを一層推進し、差別や偏見を許さない意識を醸成していくことが必要です。

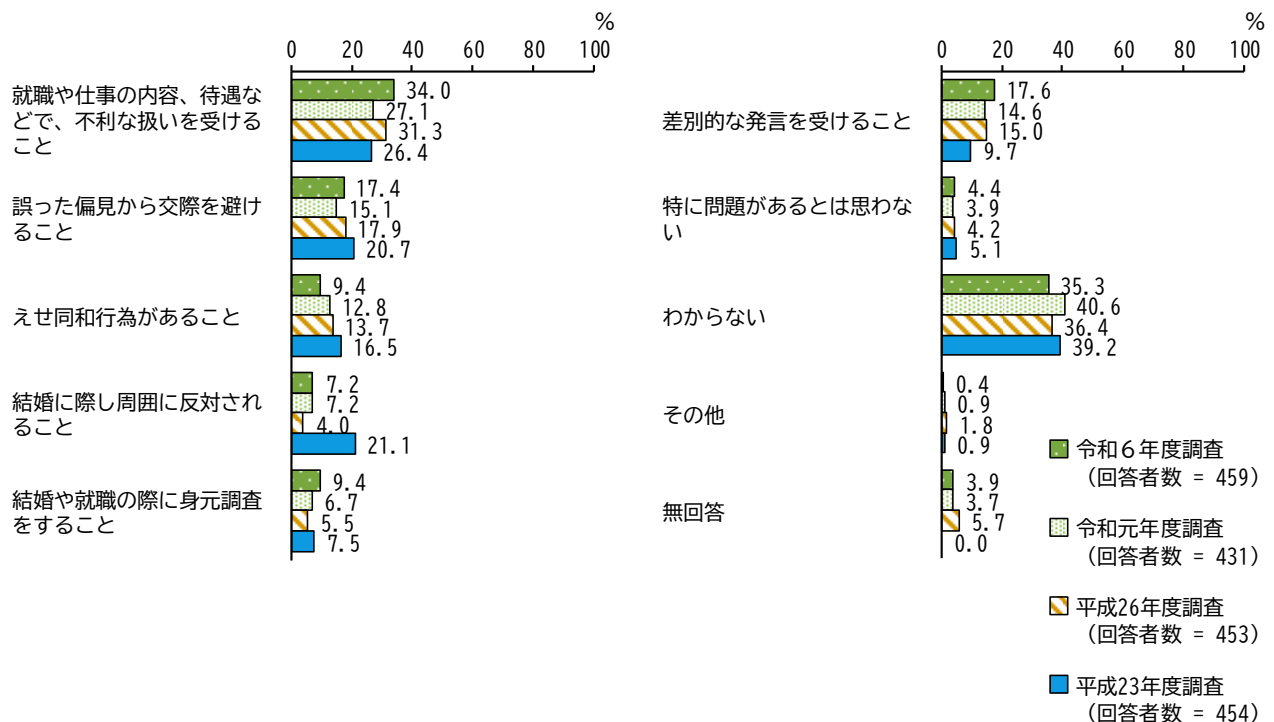
※部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

「部落差別は許されない」という認識のもと、国と地方公共団体に部落差別をなくすための施策（相談体制・教育・啓発・実態調査等）を講じる責務を定め、部落差別のない社会を目指す法律。

同和問題（部落差別）についての考え



同和問題（部落差別）について、特に問題があると思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 部落差別（同和問題）について正しい知識を学び、偏見や誤解をなくすための人権教育や啓発活動に積極的に参加します。
- どのような境遇の人とも尊重し合い、互いに理解し、仲良く交流できる関係を築きます。
- 部落差別（同和問題）の歴史的背景や政策の経緯をしっかり学び、特に若い世代へ正しく伝えることに努めます。
- 自身の偏見や思い込みに気づき、常に振り返る姿勢を持つことで、差別のない社会づくりに寄与します。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 市民一人ひとりが、部落差別（同和問題）の歴史的背景や現状を含め、正しい理解と認識を深められるよう、国・県・人権関係団体などと連携し、学校教育、社会教育を通じて人権教育・啓発を積極的かつ効果的に実施します。
- 行政職員や人権擁護委員をはじめとする地域の関係者に対しても、部落差別（同和問題）に関する正しい知識の普及や継続的な学習機会の充実に努めます。
- 市民が**偏見や思い込みに気づき**、振り返る教育を推進し、差別のない社会づくりに向けた人間形成を学校、職場、家庭、地域社会で育てていきます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
部落差別（同和問題）の正しい理解と対応	児童・生徒の実践的態度の育成	・身に付けたい3つの力である「認識力」「自己啓発力」「行動力」を高める「学校教育計画」、「人権教育全体計画」を作成します。 ・「人権教育全体計画」を基に、身に付けたい3つの力から継続的な実践の積み上げを行います。 ・学校の中だけでなく、家庭・地域と連携しながら児童生徒を育成していくための啓発や取り組みを進めます。	継続	通期	学校教育課
	「ひびきあい活動」の取り組みの充実	・各園、各学校における「ひびきあい活動」の取り組みを、家庭や地域と連携しながら、子どもたちがより主体的に取り組むことができるように工夫・改善します。また、学校報や授業参観日における公開などを通して、家庭や地域に取り組みのよさを発信していきます。	継続	通期	学校教育課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課
部落差別（同和問題） の正しい理解と対応	教職員研修の 充実・指導力の 向上	・人権教育幹部（管理職・人権教育主任）研修会、人権教育教員研修会で学んだことを校内伝達し、学びあいます。また、研修計画に基づき、各校において人権教育推進研修会を実施します。	継続	通期	学校教育課
		・人権教育の観点を明確にした授業実践を行います。			
雇用の安定向上	本人の能力に関係のない就職差別をしないための企業などへの啓発	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工観光課
		・部落差別（同和問題）に起因する就職差別について相談があった場合は、速やかに専門機関に取り次ぎます。			
啓発の推進	部落差別（同和問題）に関する正しい知識の普及	・部落差別（同和問題）に関する正しい知識を普及するため、市民図書館において、適切な資料の提供に努めます。また、国、県及び他課との連携に努めます。	継続	通期	生涯学習課 （市民図書館）
		・人権啓発講演会の開催や学校などへの啓発冊子の配布などを通して、正しい知識の普及に努めます。	継続	通期	市民協働課
	正しい知識の普及と学習機会の充実	・市職員は、正しい知識を身に付けるため、国や県、関係機関が実施する研修などに参加します。	継続	通期	市民協働課
		・広報みずなみ、市ホームページなどを活用して、啓発に努めます。			

(6) 外国人

【現状と課題】

日本国内で生活する外国人は年々増加しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

アンケート調査結果では、日本に居住する外国人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」が45.5%と最も高く、次いで「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が44.2%、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が37.0%となっており、他年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を入手しにくいこと」「差別的な発言を受けること（ヘイトスピーチを含む）」の割合が平成26年度調査から年々増加しています。

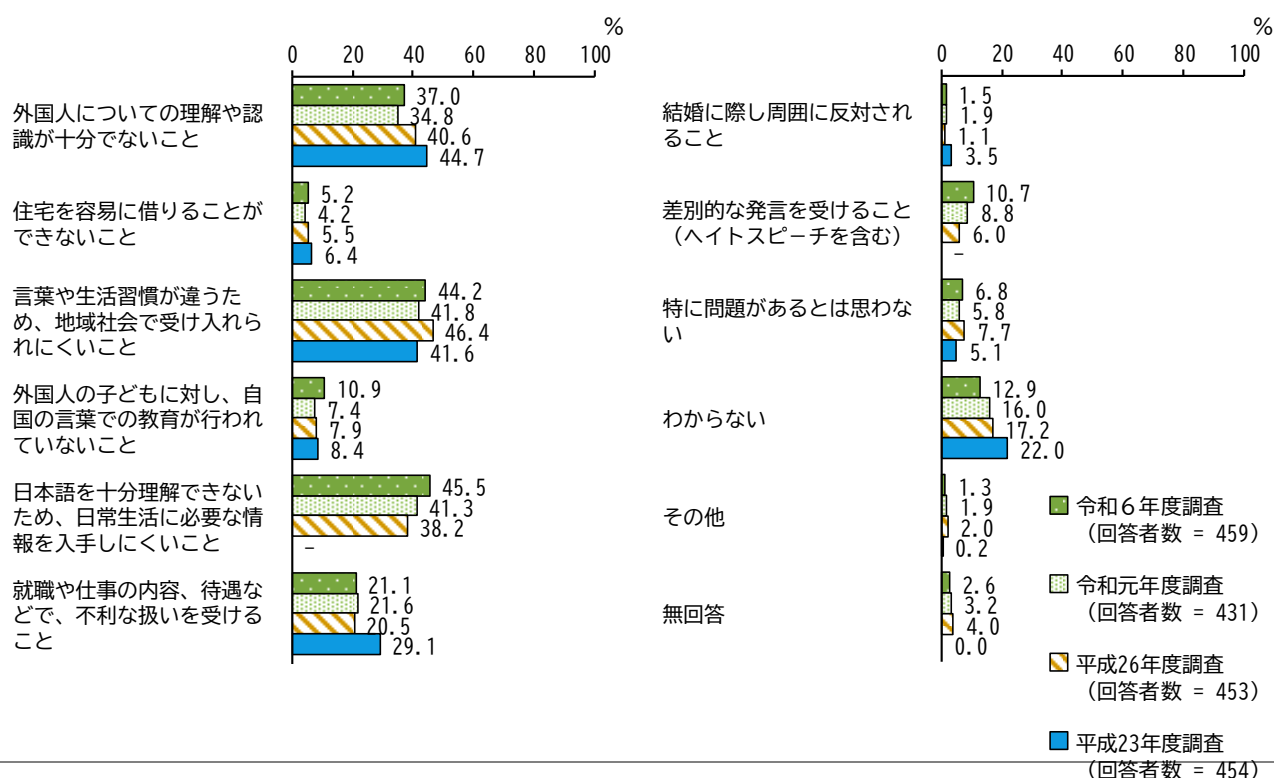
国際化の進展により、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。

引き続き、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生※の取り組みを一層推進し、外国人のニーズを把握し施策の内容を調整したり、市民も外国人固有のニーズや事情について理解が進むよう啓発するとともに、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取り組みを推進していく必要があります。

※多文化共生

国籍や文化の違いを認め合い、多様な背景を持つ人々が対等な立場で共に暮らしていくこと。外国人住民への情報提供や支援、日本語教育などの取り組みが含まれる。

日本に居住する外国人の人権問題について、特に問題があると思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 外国人との交流の場や地域の多文化イベントに積極的に参加し、多様な文化や価値観を尊重します。
- 地域に居住する外国人と日常的に交流を深め、相互理解を深める努力を続けます。
- 偏見や差別をなくすため、外国人への理解促進や多文化共生の意識啓発に努めます。
- 学校や職場、地域社会、家庭で多様性を認める人間形成を進めることを意識します。
- 外国人の生活に役立つわかりやすい情報提供や相談窓口の周知に協力します。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 国際理解を深めるとともに、国際交流を積極的に支援します。
- 外国人住民の多様なニーズに応えられるよう、日常生活に関するわかりやすい情報提供や相談窓口の認知度向上に努めます。
- 多文化共生社会を目指し、多様な文化や価値観を尊重し合える地域づくりを推進します。
- 外国人の人権啓発を進め、偏見や差別のない住みやすいまちづくりに取り組みます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
国際理解・交流の推進	国際交流事業、多文化交流事業の実施	・地域日本語教室を開催し、日本の伝統文化や外国の文化に触れる事業を提供します。	継続	通期	生涯学習課 (市民図書館)
		・市民図書館において、異文化理解に関する資料の収集と提供に努めます。			
外国人児童生徒への教育体制の充実	外国人児童生徒の理解と支援	・外国人児童生徒に対する学校生活への適応指導や日本語指導を行う学校への支援を図るため、外国人児童生徒適応指導員※の支援を必要とする学校に効果的に配置します。	継続	通期	学校教育課
		・日本語指導非常勤講師の指導力向上のため、研修を行います。			
		・日本の教育システムや就学の手続きなどが理解できるように、保護者と積極的にコミュニケーションをとり、関係機関との連携の下、きめ細かく支援をしていきます。			

※外国人児童生徒適応指導員

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、外国人児童生徒の母語を使用して、日本語指導や学校生活への適応指導を行う支援員。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
外国人への生活支援の充実	手続きなどにおける多言語による表記の推進	・多言語による広報や各種行政サービス（教育、医療、ごみの出し方など）の案内などの充実を図ります。	継続	通期	市民課 関係各課
	ホームページなどにおける多言語による表記の推進	・民間の自動翻訳サービスを利用し、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語に翻訳しています。	継続	通期	企画政策課
	やさしい日本語※の推進	・ホームページの掲載記事について、自動的に簡単で明確な表現へ変換します。災害時や日常生活で、安心して情報を得られるようにするために重要です。	新規	通期	企画政策課
		・外国人にもわかりやすい情報発信をするため、文書等の表現について、やさしい日本語を心がけます。	新規	通期	関係各課

※やさしい日本語

外国人や日本語を十分に理解できない人々にも伝わるよう簡素化された表現の日本語。災害時の情報提供や行政サービス案内に活用されている。

(7) 感染症患者

【現状と課題】

インフルエンザや新型コロナウイルスなどの各種感染症により、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、様々な人権問題が発生します。

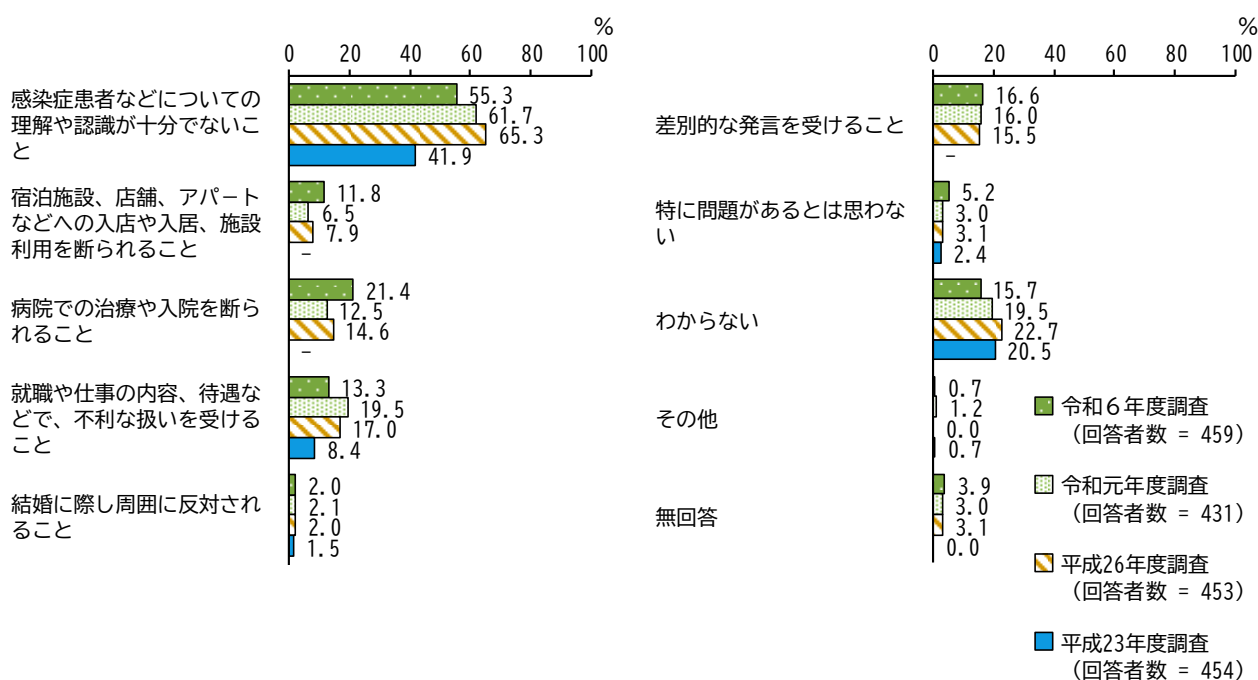
アンケート調査結果では、感染症患者などの人権問題で特に問題があると思うことについて、「感染症患者などについての理解や認識が十分でないこと」が55.3%と最も高く、次いで「病院での治療や入院を断られること」が21.4%、「差別的な発言を受けること」が16.6%となっており、令和元年度調査と比較すると、「病院での治療や入院を断られること」の割合が増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で特に問題があると思うことについて、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が35.9%と最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が35.1%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS上に拡散されること」が24.4%となっており、年代別でみると、すべての年代で「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」の割合が高くなっています。

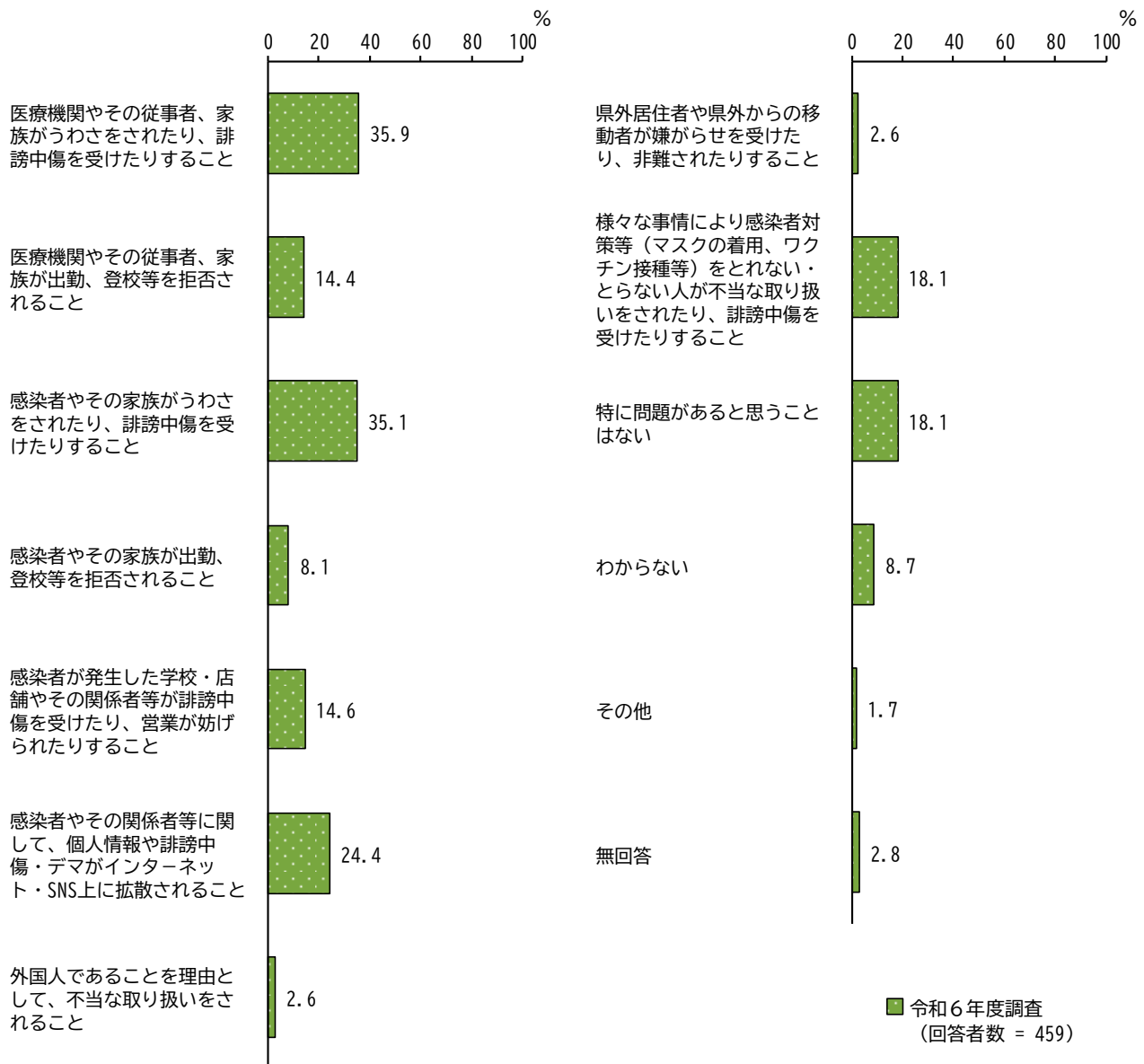
感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。

さらに、患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健・医療等との連携強化が求められます。

感染症患者などの人権問題について、特に問題があると思うこと



新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、特に問題があると思うこと



【年代別】

単位：％

区分	回答者数（件）	医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること	医療機関やその従事者、家族が出勤、登校等を拒否されること	感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること	感染者やその家族が出勤、登校等を拒否されること	感染者が発生した学校・店舗やその関係者等が誹謗中傷を受けたり、営業が妨げられたりすること	感染者やその関係者等に関し、個人情報や誹謗中傷・デマがインターネット・SNS上に拡散されること
全 体	459	35.9	14.4	35.1	8.1	14.6	24.4
18、19、20歳代	36	41.7	19.4	25.0	8.3	5.6	25.0
30歳代	62	48.4	17.7	33.9	8.1	17.7	33.9
40歳代	69	37.7	10.1	43.5	7.2	15.9	27.5
50歳代	78	33.3	10.3	28.2	7.7	15.4	26.9
60歳代	106	36.8	17.0	36.8	8.5	17.0	16.0
70歳以上	103	26.2	14.6	36.9	6.8	12.6	24.3

区分	外国人であることを理由として、不当な取り扱いをされること	県外居住者や県外からの移動者が嫌がらせを受けたり、非難されたりすること	様々な事情により感染者対策等（マスクの着用、ワクチン接種等）をとれない・とらない人が不当な取り扱いをされたり、誹謗中傷を受けたりすること	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
全 体	2.6	2.6	18.1	18.1	8.7	1.7	2.8
18、19、20歳代	—	—	8.3	25.0	11.1	—	—
30歳代	4.8	6.5	25.8	9.7	4.8	1.6	3.2
40歳代	1.4	4.3	27.5	14.5	8.7	1.4	—
50歳代	2.6	1.3	15.4	24.4	10.3	1.3	1.3
60歳代	1.9	2.8	16.0	18.9	8.5	3.8	0.9
70歳以上	3.9	1.0	15.5	17.5	9.7	1.0	7.8

※割合の高い項目の上位3位までを網掛けで表示（無回答は除く）

【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で“わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 感染症に関する正しい知識を積極的に身に付け、広報や啓発活動を通じて情報を共有します。
- 感染症患者や元患者、その家族、医療従事者に対して偏見や差別を持たず、人として尊重し理解と支援に努めます。
- 感染症に関する相談窓口の認知度向上を図り、必要な支援を受けやすい環境づくりに協力します。
- 患者や感染者の生活の質向上のため、保健・医療機関と地域の連携強化に理解と協力を進めます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 感染症患者や元患者、その家族、医療従事者の人権に十分配慮し、偏見や差別をなくすため、関係団体と連携して正しい理解と認識を深めます。
- 感染症に関する正しい知識の普及・啓発活動を広報みずなみなど多様な媒体で積極的に行い、市民の意識向上に努めます。
- 感染症患者等に関する相談窓口の周知徹底と認知度向上に努め、必要な支援が受けられる環境づくりを推進します。
- 患者や感染者の生活の質向上を目指し、保健・医療機関との連携強化を進め、地域で支援する体制を整備します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
偏見や差別の解消	H I V※感染症やハンセン病※、その他感染症に関する正しい知識の普及	・保健所と連携を図りながら、ハンセン病等に関する正しい知識の普及および、H I V感染症やその他感染症に関する感染予防や偏見予防に努めます。	継続	通期	健康づくり課
		・保健学習を通して、感染症に関する正しい知識を身に付け、適切に判断し、感染を回避できる行動がとれるよう指導をしていきます。また、道徳学習を通して、他者を思いやる心を育むとともに、児童生徒の感染者に係る人権尊重意識を高めます。	継続	通期	学校教育課
	感染症への差別や偏見に関する相談体制の充実	・市民相談窓口の周知に努めるとともに、差別などの相談があった際には、必要に応じ関係機関と連携し、適切な対応をします。	継続	通期	市民協働課
		・人権教育を通して、児童生徒の正しい認識力を育むとともに、教育相談体制を確立し、問題の早期発見・早期対応に努めます。	継続	通期	学校教育課

※H I V

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルスの一種で、感染すると病原体などから体を守る免疫力が低下し、健康時には感染しないような感染症を発症するようになる。指標となる疾患を発症するとエイズと診断される。様々な治療薬が出ており、感染の早期発見や治療の早期開始・継続により、エイズ発症を予防することが可能となっている。

※ハンセン病

らい菌による慢性の感染症。感染力は非常に弱く、発病しても、早期に治療すれば短期間で治癒する。平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者が療養所に隔離されたり、怖い病気という誤解から偏見や差別が広まった。

(8) インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

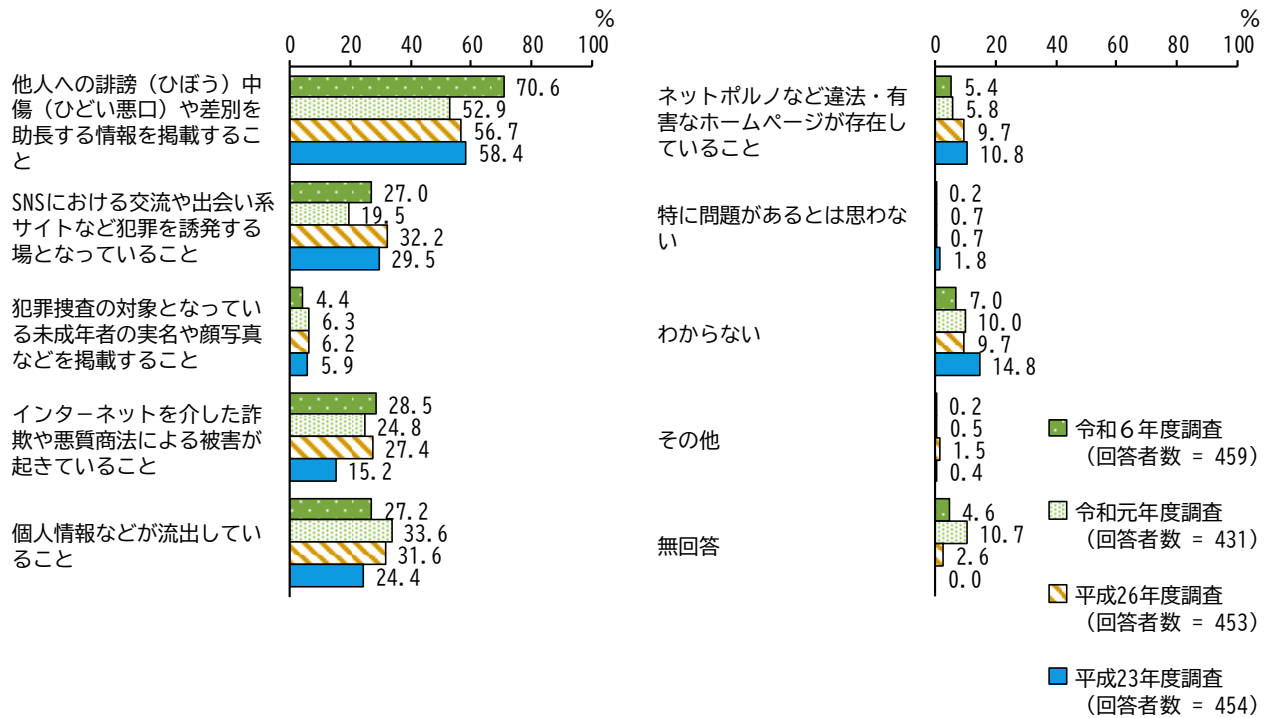
インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーの侵害に関する不安も高まっています。

アンケート調査結果では、インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことについて、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」が70.6%と最も高く、次いで「インターネットを介した詐欺や悪質商法による被害が起きていること」が28.5%、「個人情報などが流出していること」が27.2%となっており、令和元年度調査と比較すると、「他人への誹謗（ひぼう）中傷（ひどい悪口）や差別を助長する情報を掲載すること」「SNSにおける交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が増加しています。

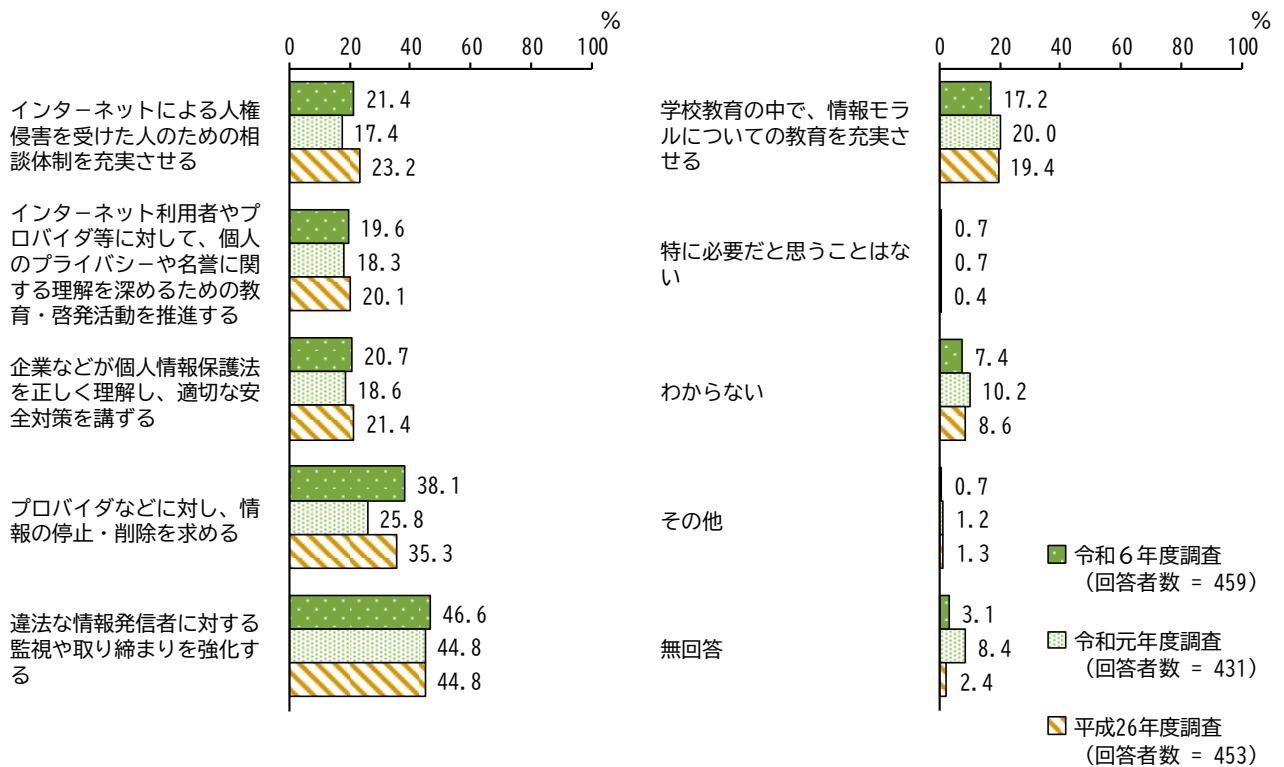
また、インターネットによる人権侵害を解決するために、どのようなことが必要だと思いますかについて、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」が46.6%と最も高く、次いで「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が38.1%、「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる」が21.4%となっており、令和元年度調査と比較すると、「プロバイダなどに対し、情報の停止・削除を求める」が増加しています。

インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動を行うことが必要です。そして、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会が必要です。

インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うこと



インターネットによる人権侵害を解決するために、必要だと思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- インターネットの特性やそこに潜む人権侵害の危険性について正しく理解し、ルールやモラルを守って、節度ある利用を心がけます。
- 誹謗中傷や個人情報の漏えいなどが重大な人権侵害につながることを自覚し、情報発信の際には相手の立場を尊重した行動を意識します。
- 学校や家庭での情報モラル教育を充実させ、大人も地域の学習機会を通じて、インターネットとの適切な関わり方を学び続けます。
- 市民一人ひとりが個人情報の重要性を理解し、自分自身と他人の権利を守る意識を高めていきます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- インターネットやSNSなどを悪用した人権侵害を未然に防ぐため、学校教育における情報モラル教育の充実やデジタルシティズンシップ教育の推進、さらに地域における学習機会の充実に取り組みます。
- 広報みずなみや啓発資料、出前講座などを通じて、インターネット利用におけるマナー・モラルの向上と、人権意識を高めるための啓発活動を強化します。
- 誹謗中傷やプライバシー侵害などの被害に関する相談・支援体制の整備を進め、誰もが相談しやすいよう、わかりやすく利用しやすい相談窓口の周知に努めます。
- 市民一人ひとりが個人情報や他者の権利を守る重要性を理解し、自主的に判断し行動できるような意識醸成に取り組みます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応	インターネットによる人権侵害防止のための啓発・教育	・広報みずなみ、市ホームページなどを活用し、情報モラル等に関する啓発を行います。	継続	通期	市民協働課
		・責任ある情報発信の観点から情報モラルや個人情報など、各小中学校の情報教育に関する指導・実践の推進を図ります。	継続	通期	学校教育課
		・情報教育に関する指導・実践について、校長会、教頭会、教務主任会などを通して、市内で共通認識をもって取り組みます。	継続	通期	学校教育課
インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応	インターネットによる中傷等の相談・支援の充実	・インターネットによる人権侵害に関する相談窓口について、広報みずなみや市ホームページ上での周知に努めます。	継続	通期	市民協働課
		・インターネットによる誹謗中傷に関する相談の際には、法務局等関係機関への速やかな取り次ぎを行います。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課
情報リテラシーの育成	情報リテラシー育成の推進	・情報の取り扱いなどに関する職員研修を毎年行います。セキュリティ関連のトラブル事案などを周知することで、職員の危機意識を高めます。	継続	通期	企画政策課
		・個人情報保護制度について、市職員及び教職員を対象とした専門講師による研修会を継続的に実施し、個人情報保護制度の適正な解釈、運用に努めます。	継続	通期	総務課
		・管理職の指導のもと、情報教育主任が中心となり、教職員の情報リテラシーや情報モラルへの認識を高める交流・研修を行います。	継続	通期	学校教育課
		・情報リテラシーに関する研修会を各小中学校で行います。			

（９）性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

【現状と課題】

性的マイノリティの人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

アンケート調査結果では、性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること」が42.0%と最も高く、次いで「わからない」が20.9%、「嫌がらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が14.6%となっており、年代別でみると、70歳以上を除いて「ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること」の割合が最も高くなっています。

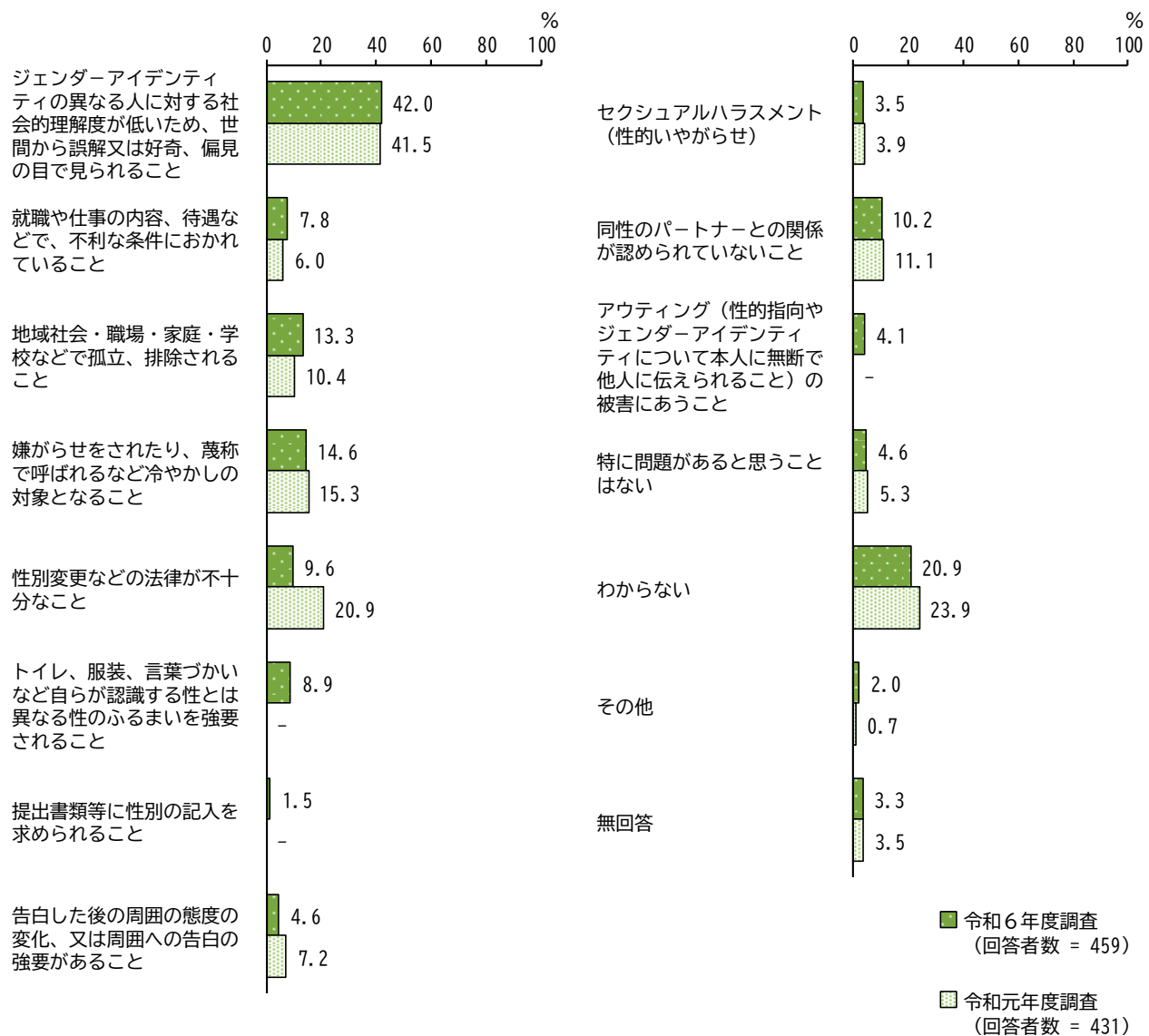
また、性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人への人権問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますかについて、「パートナーシップ（宣誓）制度など、同性カップルを公認する制度をつくる」が30.5%と最も高く、次いで「教育・啓発活動を推進する」が27.0%、「法的認知・保護を行う」が22.7%となっており、年代別でみると、他の年代に比べ、若い世代（18、19、20歳代・30歳代・40歳代）で「パートナーシップ（宣誓）制度※など、同性カップルを公認する制度をつくる」の割合が高い傾向にあり、特に40歳代で46.4%と最も高くなっています。

性的マイノリティの人々に対する性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、人権課題としての意識が醸成されてきてはいますが、依然として、差別意識も残っており、LGBTQをはじめとする性的指向・性自認（性同一性）に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発の促進や、どんな性的指向・性自認（性同一性）の人でも暮らしやすい社会を目指していく必要があります。

※パートナーシップ（宣誓）制度

法律上の婚姻関係にない同性などのカップルが、互いを人生のパートナーとし、その関係を自治体に宣誓・届出することで公的に認める制度。

性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人の人権問題について、特に問題があると思うこと



【年代別】

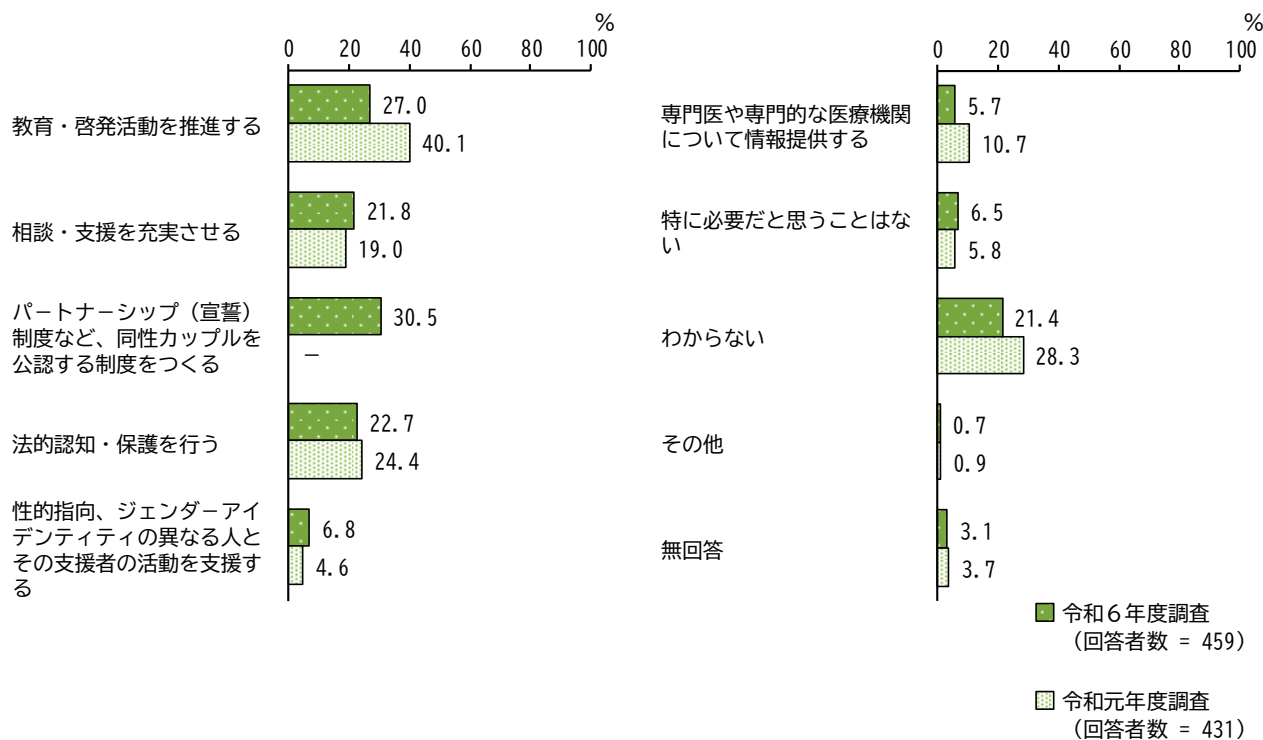
単位：％

区分	回答者数（件）	ジェンダーアイデンティティの異なる人に対する社会的理解度が低い、世間から誤解又は好奇、偏見の目で見られること	就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること	地域社会・職場・家庭・学校などで孤立、排除されること	嫌がらせをされたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること	性別変更などの法律が不十分なこと	トイレ、服装、言葉づかいなど自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強要されること	提出書類等に性別の記入を求められること
全 体	459	42.0	7.8	13.3	14.6	9.6	8.9	1.5
18、19、20歳代	36	44.4	8.3	8.3	16.7	2.8	11.1	2.8
30歳代	62	50.0	6.5	12.9	17.7	8.1	9.7	—
40歳代	69	44.9	7.2	20.3	14.5	11.6	14.5	1.4
50歳代	78	47.4	6.4	12.8	14.1	10.3	9.0	2.6
60歳代	106	47.2	11.3	15.1	12.3	11.3	9.4	1.9
70歳以上	103	25.2	5.8	9.7	13.6	9.7	3.9	1.0

区分	告白した後の周囲の態度の変化、又は周囲への告白の強要があること	セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）	同性のパートナーとの関係が認められていないこと	アウトティング（性的指向やジェンダーアイデンティティについて本人に無断で他人に伝えられること）の被害にあうこと	特に問題があると思うことはない	わからない	その他	無回答
全 体	4.6	3.5	10.2	4.1	4.6	20.9	2.0	3.3
18、19、20歳代	13.9	5.6	11.1	2.8	5.6	16.7	—	2.8
30歳代	3.2	8.1	11.3	8.1	6.5	12.9	4.8	—
40歳代	1.4	2.9	14.5	7.2	4.3	13.0	2.9	1.4
50歳代	5.1	—	12.8	2.6	3.8	15.4	3.8	3.8
60歳代	3.8	0.9	7.5	2.8	4.7	21.7	0.9	1.9
70歳以上	4.9	5.8	7.8	2.9	2.9	35.9	—	7.8

※割合の高い項目の上位3位までを網掛けで表示（無回答は除く）

性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人への人権問題を解決するために、必要だと思うこと



【年代別】

単位：％

区分	回答者数(件)	教育・啓発活動を推進する	相談・支援を充実させる	パートナーシップ(宣誓)制度など、同性カップルを公認する制度をつくる	法的認知・保護を行う	性的指向、ジェンダーアイデンティティの異なる人とその支援者の活動を支援する	専門医や専門的な医療機関について情報提供する	特に必要だと思うことはない	わからない	その他	無回答
全 体	459	27.0	21.8	30.5	22.7	6.8	5.7	6.5	21.4	0.7	3.1
18、19、20歳代	36	36.1	11.1	41.7	11.1	16.7	13.9	8.3	19.4	—	—
30歳代	62	32.3	17.7	38.7	17.7	8.1	8.1	12.9	12.9	1.6	—
40歳代	69	33.3	18.8	46.4	27.5	8.7	1.4	5.8	14.5	—	—
50歳代	78	21.8	17.9	28.2	24.4	9.0	2.6	6.4	19.2	2.6	5.1
60歳代	106	24.5	29.2	25.5	27.4	4.7	5.7	6.6	21.7	—	1.9
70歳以上	103	24.3	22.3	19.4	18.4	1.9	6.8	2.9	33.0	—	7.8

※割合の高い項目の上位3位までを網掛けで表示（無回答は除く）

【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 性的指向や性自認などの違いを含め、あらゆる人の多様性を認め合い、互いに思いやりをもって共に暮らしていきます。
- 悩みごとや困りごとは一人で抱え込まず、身近な人や相談機関に相談しながら、共に解決を目指します。
- 楽しみながら学べる機会に積極的に参加し、人権や多様性について考えるきっかけを大切にします。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 性的指向や性自認を含む「性の多様性」について、市民一人ひとりが正しく理解・認識できるよう、関係団体や教育機関と連携しながら、具体的な事例も交えた人権教育や啓発活動を推進します。
- 岐阜県パートナーシップ宣誓制度の周知や啓発に取り組み、どのような関係性の人々も暮らしやすく、尊重される社会の実現をめざします。
- 性の多様性に関する相談窓口に安心してアクセスできるよう、相談体制を整備するとともに、相談窓口の存在や利用方法について分かりやすく周知します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
人権教育・啓発の推進	正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発	・ 性の多様性について正しい理解を促すため、関係機関と連携し、講演会の開催や啓発資料の配布等を行い、啓発に努めます。	継続	通期	市民協働課
	一人ひとりの個性の相互理解	・ 教育活動全般を通して、性の多様性を含む、一人ひとりの特性を個性と捉え、互いに尊重し合える態度を培うようにします。	継続	通期	学校教育課
支援体制の充実	性的マイノリティの児童生徒に対する細やかな対応の実施	・ 教職員が児童生徒から相談を受けた場合は、まず悩みや不安をよく聞き、児童生徒の良き理解者となるよう努めるとともに、また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童・生徒理解に努めます。 ・ 性的マイノリティとされる児童生徒は、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、保護者や関係機関などと連携しながら、児童生徒の心情などに配慮した対応に努めます。	継続	通期	学校教育課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
支援体制の 充実	相談窓口の周知	・ 広報みずなみなどによる各種相談窓口の周知に努めるとともに、相談内容に応じ、関係機関と連携対応します。	継続	通期	市民協働課

(10) 刑を終えて出所した人（再犯防止推進計画）

【現状と課題】

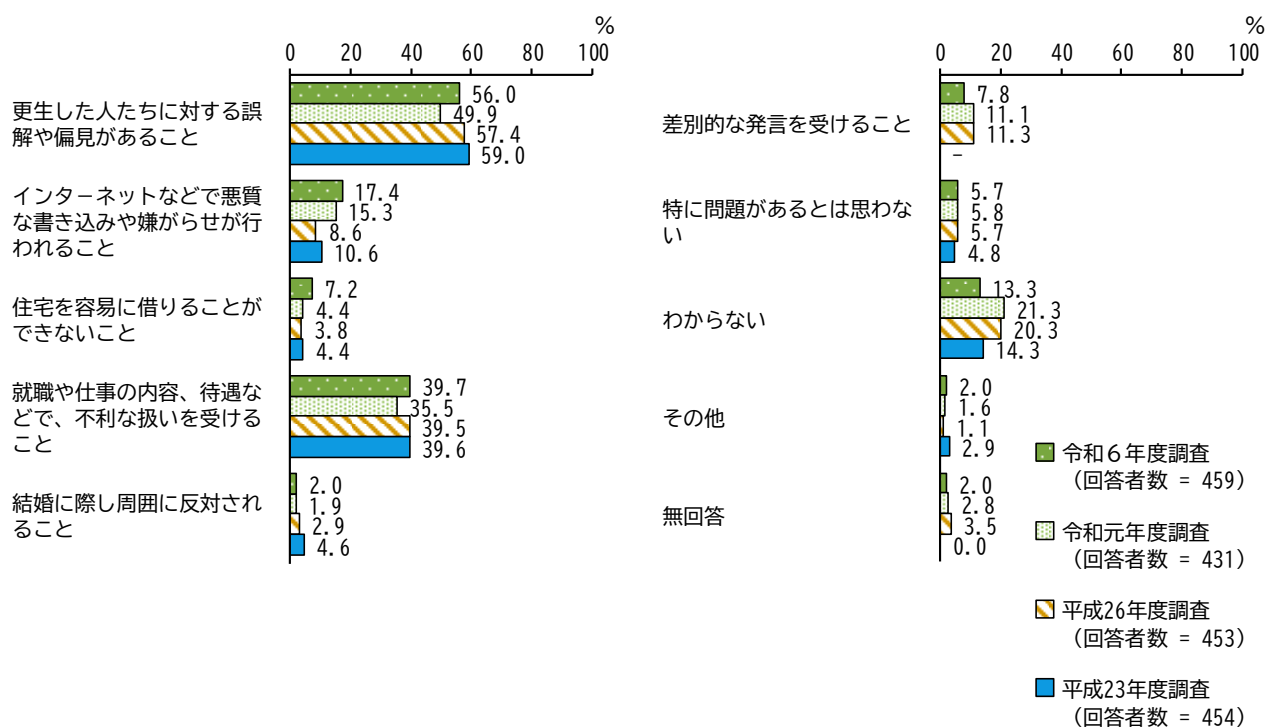
刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

アンケート調査結果では、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますかについて、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が56.0%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受けること」が39.7%、「インターネットなどで悪質な書き込みや嫌がらせが行われること」が17.4%となっており、令和元年度調査と比較すると、「更生した人たちに対する誤解や偏見があること」が増加しています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営めるよう、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発を行うことが必要です。

そのためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。また、国、県、社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、社会復帰しやすい環境づくりが必要です。

罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 刑を終えて出所した人が、地域の一員として安心して暮らせるよう、過去にとらわれず、これまでと同じように接するよう心がけます。
- 更生を支える活動を行っている人々への理解と敬意を持ち、地域全体で温かく見守る雰囲気をつくります。
- 更生に向け努力する人への偏見や差別をなくすため、家族・職場・地域など身近な場面での理解と協力を進めます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 再犯防止推進法第8条第1項に基づき、「瑞浪市再犯防止計画」として明確に位置づけ、関係機関との連携のもと、施策の着実な推進に努めます。
- 刑を終えて出所した人への偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行い、市民理解の促進を図ります。
- 国・県・更生支援団体などと連携し、就労や住まいの確保、相談支援など、社会復帰に向けた具体的な環境整備を進めます。
- 更生保護活動に携わる関係者を支援するとともに、その活動が地域に広く理解されるよう、広報・啓発に努めます。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
更生保護に携わる団体などの支援	刑を終えて出所した人への人権の配慮	・保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。 ・再犯防止や更生保護に関する取り組みの周知を行うとともに、その活動が地域に広く理解されるよう、広報・啓発に努めます。	継続	通期	市民協働課
広報・啓発活動の推進	啓発イベントや資料配布による人権意識の向上	・啓発資料・パンフレット等の配布を行い、市民理解の促進を図ります。	新規	通期	市民協働課
	重点期間を活用した人権意識の浸透と地域啓発の推進	・社会を明るくする運動（7月）をはじめ、再犯防止啓発月間（7月）人権週間（12月）において、集中的に啓発活動を実施していきます。 ・地域住民へ、人権感覚の醸成を推進します。			

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課
住居の確保 ・就労支援・	就労・住居支援 の充実	・関係機関と連携して、就労が困難な人への情報提供を行います。住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅制度を活用し、支援を充実させます。	新規	通年	都市計画課 商工観光課
障がい者または 高齢者への 支援	福祉的支援の 強化	・自立が困難な出所者に対し、福祉サービスへの円滑な接続を支援します。	新規	通年	社会福祉課 高齢福祉課

(11) 犯罪被害者等

【現状と課題】

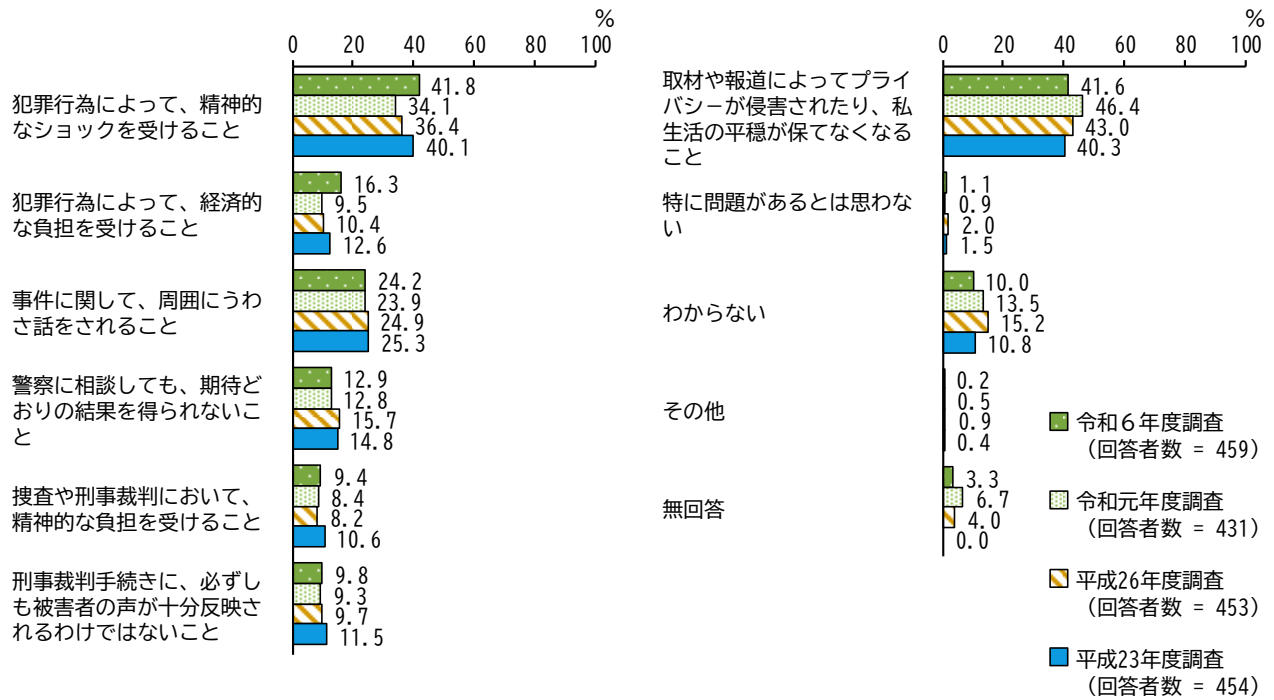
犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

アンケート調査結果では、犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うことについて、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が41.8%と最も高く、次いで「取材や報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなること」が41.6%、「事件に関して、周囲にうわさ話をされること」が24.2%となっており、令和元年度調査と比較すると、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」「犯罪行為によって、経済的な負担を受けること」が増加しています。

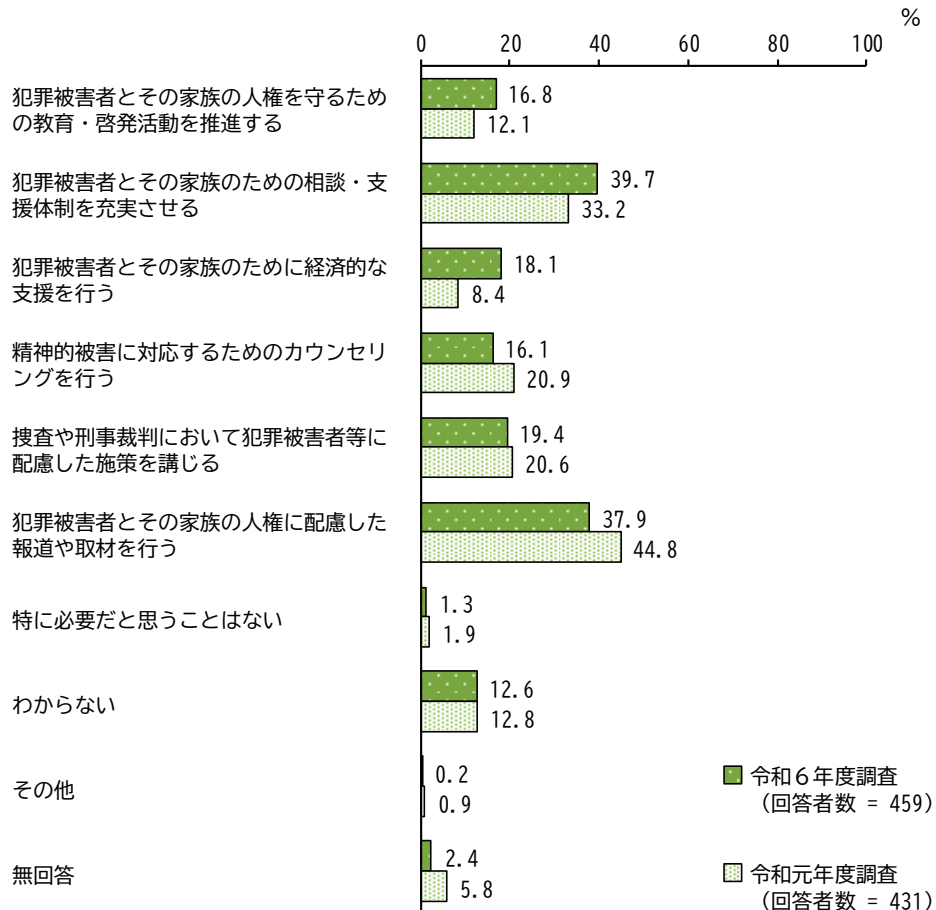
また、犯罪被害者とその家族の人権を尊重するためには、特にどのようなことが必要だと思いますかについて、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」が39.7%と最も高く、次いで「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が37.9%、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者等に配慮した施策を講じる」が19.4%となっており、令和元年度調査と比較すると、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実させる」「犯罪被害者とその家族のために経済的な支援を行う」が増加しています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後も、国、県、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。

犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うこと



犯罪被害者とその家族の人権を尊重するために、必要だと思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 犯罪被害者やその家族の人権を尊重し、プライバシーへの配慮を心がけ、安易な憶測や誤った情報の拡散をしないよう努めます。
- 報道や取材などに対しても、当事者の気持ちを考えた思いやりのある対応を意識します。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 犯罪被害者やその家族の人権が侵害されることのないよう、プライバシー保護を基本にした人権教育・啓発活動を、国・県・警察・支援団体等と連携して推進します。
- 犯罪被害者やその家族が安心して相談できる体制を整備し、支援の充実を図ります。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
犯罪被害者等が安心して暮らすことができる 相談・支援の提供	犯罪被害者等に関する広報・啓発	・広報みずなみや市ホームページ等を活用し、「犯罪被害者週間」（11/25-12/1）の周知等、犯罪被害者等支援のための啓発活動を行います。	継続	通期	市民協働課
	犯罪被害者等に対する支援	・犯罪被害者から相談を受けた場合は、専門相談機関などと連携し、速やかに対応を行います。	継続	通期	市民協働課
犯罪被害者等を支える 社会の形成		・犯罪被害者支援条例に基づき、見舞金の支給等の支援を速やかに行います。 ・関係機関（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなど）と連携し、被害者支援に関する情報収集に努めます。			

(12) 災害時

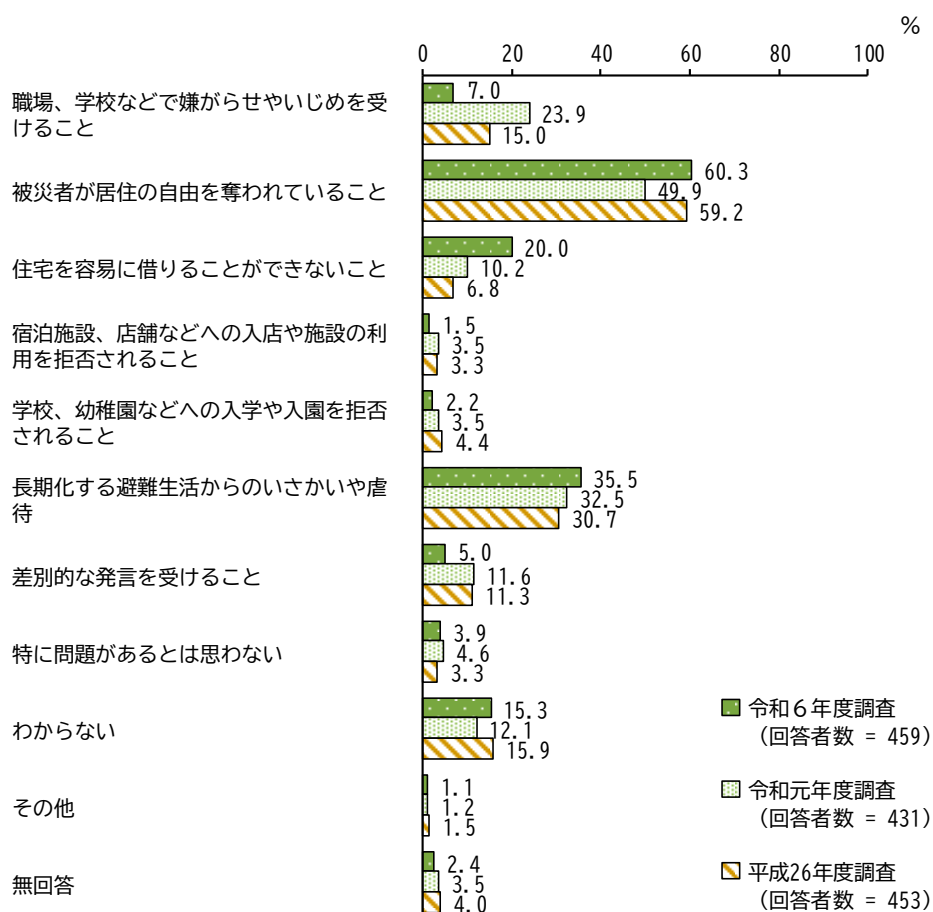
【現状と課題】

アンケート調査結果では、近年頻発している地震などの大規模災害により被災した人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「被災者が居住の自由を奪われていること」が60.3%と最も高く、次いで「長期化する避難生活からのいさかいや虐待」が35.5%、「住宅を容易に借りることができないこと」が20.0%となっており、他年度調査と比較すると、「住宅を容易に借りることができないこと」「長期化する避難生活からのいさかいや虐待」の割合が年々増加しています。

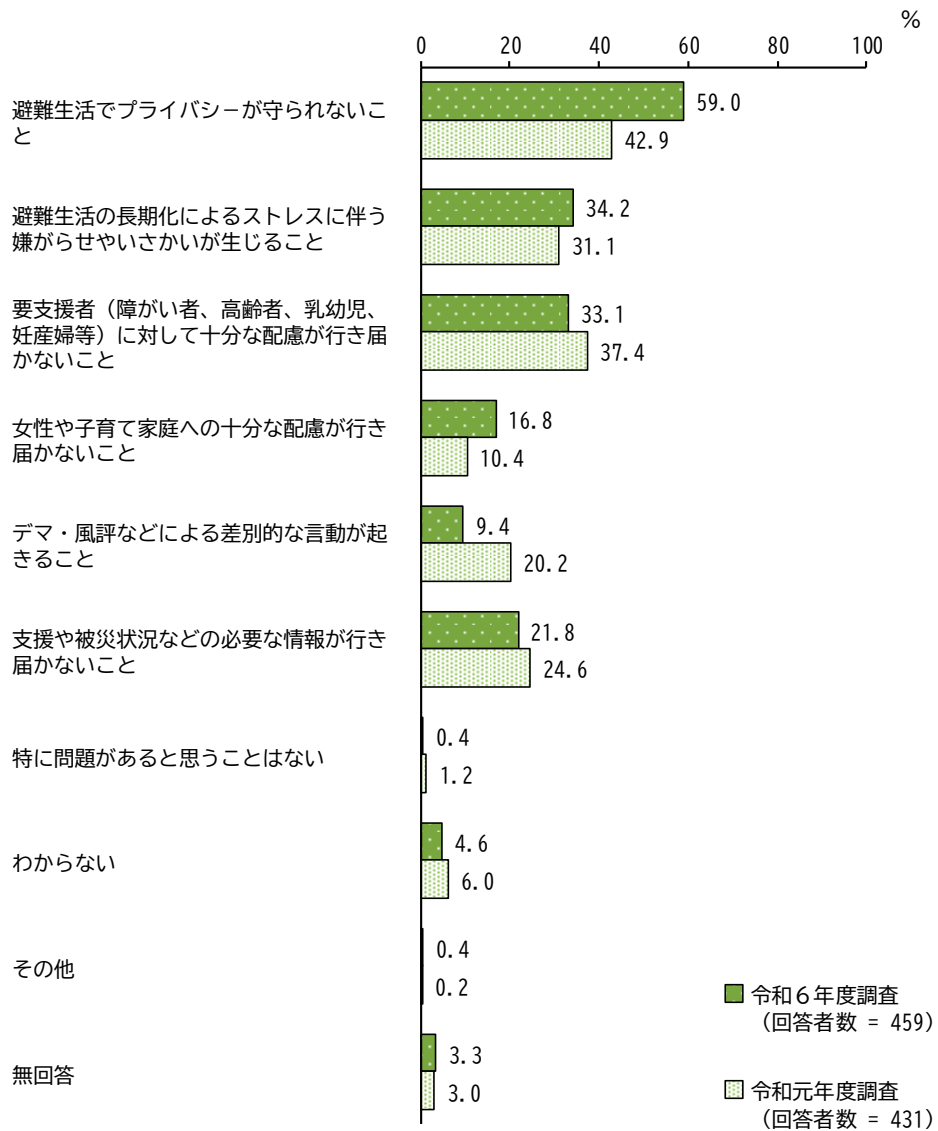
また、大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますかについて、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が59.0%と最も高く、次いで「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」が34.2%、「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して十分な配慮が行き届かないこと」が33.1%となっており、令和元年度調査と比較すると、「避難生活でプライバシーが守られないこと」「女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと」が増加しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心をもち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。また、災害時に、要支援者の人権をどう守っていくか考えておくことが重要になります。

地震などの大規模災害により被災した人の人権問題について、特に問題があると思うこと



大規模災害時に起きると思う人権問題



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で “わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 災害時にお互いに支え合えるよう、日頃から近隣との関係づくりに努めます。
- 避難所などでの生活におけるプライバシーや人権に配慮し、思いやりを持って行動します。
- 防災訓練や地域活動に積極的に参加し、災害時に必要な対応力や助け合いの意識を高めます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 災害時の人権への配慮を含めた防災啓発を行い、防災訓練などの機会に合わせて市民への情報提供を行います。
- 避難所や仮設住宅においてプライバシーを守るための環境整備を進めます。
- 地域のつながりづくりを促進する仕組みを整え、災害に強い地域づくりを支援します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
災害時の人権問題	災害時における被災者の人権確保	・災害時における正しい情報の提供や、人権に配慮した広報活動により、不当な差別や誹謗中傷被害の防止に努めます。	継続	通期	危機管理課
	地域防災計画に基づく要配慮者への支援	・災害発生時に備え、「避難行動要支援者※名簿」を作成し、自治会等の関係機関と連携しながら、「個別避難計画」の作成支援等の要配慮者への支援に努めます。	継続	通期	社会福祉課 危機管理課

※避難行動要支援者

災害が発生した際、自力で迅速な避難が困難な高齢者、障がい者、乳幼児などのこと。自治体が名簿を作成し、地域での支援体制を構築している。

(13) その他

【 現状と課題・方向性 】

●労働者の人権問題

アンケート調査結果では、人権に関する企業の取り組みとしてどのようなことが重要だと思いますかについて、「差別のない公正な採用をすること」が60.6%と最も高く、次いで「安全で働きやすい環境を確保すること」が56.2%、「男女間で公平な待遇をすること」が48.6%となっており、他年度調査と比較すると、「パワーハラスメント※やセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどの相談窓口を設置すること」の割合が年々増加しています。

労働者は会社において差別、ハラスメント等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取り組みを推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

●アイヌの人々、ホームレス、北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題

失業や家庭問題など様々な要因により、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

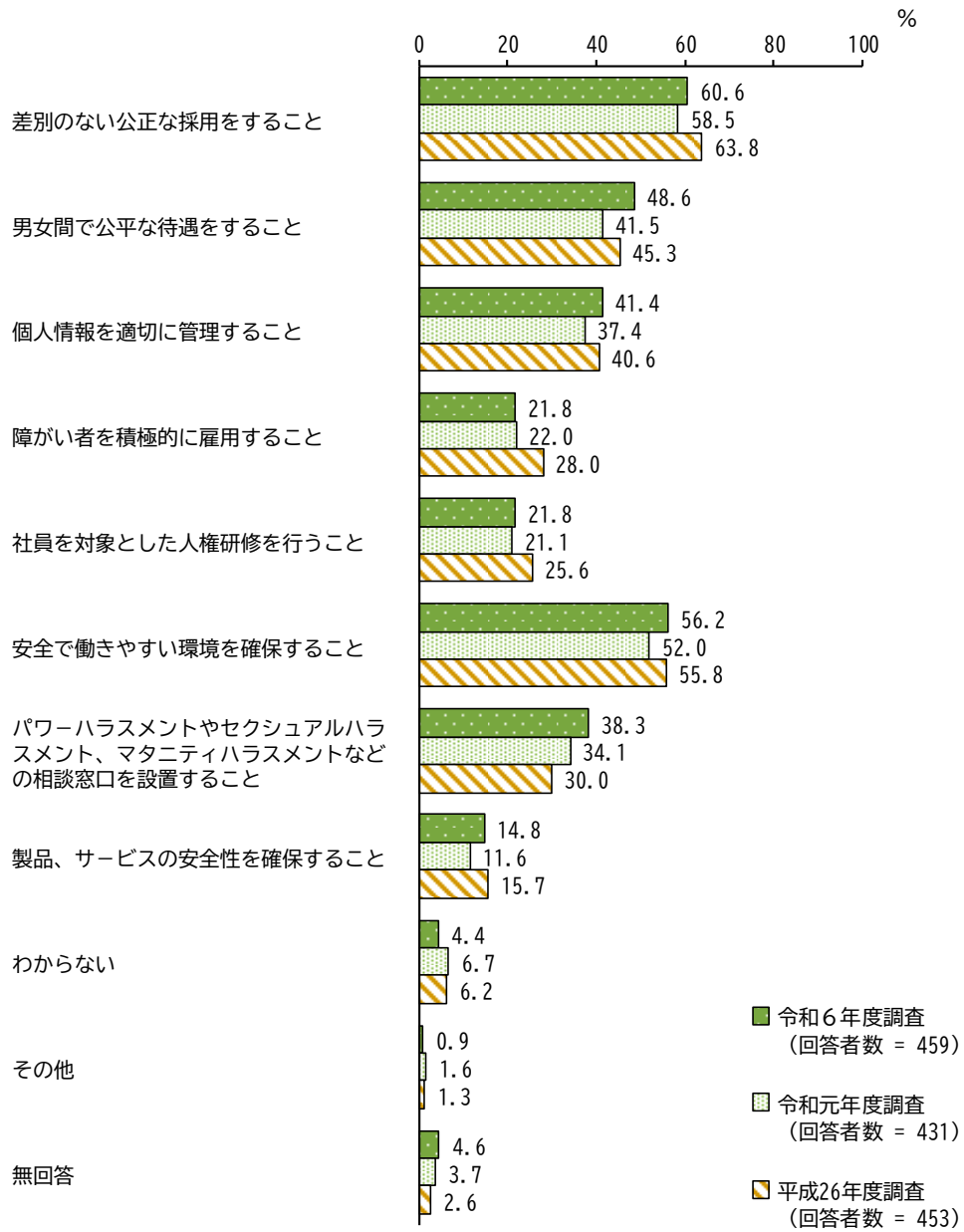
また、アイヌの人々について、法施行の周知も含めアイヌ民族への理解について啓発する必要があります。

私たちが暮らす社会には、多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取り組みを行い、各種人権問題に関する相談体制を充実させていく必要があります。

※パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。

人権に関する企業の取り組みとして重要だと思うこと



【 今後の方向性 】

普段の暮らしの中で“わたしたち（市民）が取り組むこと”

- 一人ひとりが、職場や学校などでハラスメントなどの問題に対する正しい理解を深め、加害者にも被害者にもならない意識を持ちます。
- 自分自身の健康や家族との時間を大切にしながら、ワーク・ライフ・バランス※を意識して生活します。
- 差別や偏見を持たず、正しい知識と理解をもって接することで、人権尊重の社会づくりにつなげていきます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 関係機関と連携して、事業所や学校における各種ハラスメントの防止に向けた啓発活動を実施します。
- ハラスメントの相談窓口の周知にも力を入れ、相談があった際には、迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進においては、事業所への情報提供や啓発活動を通じて、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。
- アイヌの人々に関しては、正しい知識を普及するための資料提供や、関係機関との連携による啓発活動に取り組みます。
- ホームレスの方々に対しては、関係機関と連携して実情の把握を行い、必要な支援や救済措置を検討・実施します。
- 北朝鮮による拉致問題や人身取引といった重大な人権課題に関しては、国や県からの情報収集を行い、広報みずなみやホームページを活用して市民への啓発活動を行います。

※ワーク・ライフ・バランス

働く人々が「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ること。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
労働者の人権問題	ハラスメントの防止	・関係機関と連携して、事業所等における各種ハラスメント防止のチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工観光課
		・職場や学校におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、カスタマーハラスメント※等、各種ハラスメント防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。	継続	通期	秘書課 学校教育課
		・ハラスメントの相談窓口の周知に努めるとともに、被害の相談があった際には、適切かつ速やかに対応します。			
労働者の人権問題	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	・関係機関と連携して、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスに関するチラシ・パンフレットを配布する等、啓発活動を行います。	継続	通期	商工観光課
		・働きやすい職場環境を整備し、市職員、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。	継続	通期	秘書課 学校教育課
アイヌの人々に対する人権問題	アイヌの人々への理解の促進	・アイヌの人々に関する正しい知識を普及するため、適切な資料の提供に努めます。また、国、県との連携に努めます。	継続	通期	生涯学習課 (市民図書館)

※カスタマーハラスメント

企業やその従業員に対し、顧客が不当な要求や暴言、威圧的行為を行うことを指す。ハラスメントの新たな形態として国や自治体が予防と対策を講じている。

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
ホームレスに関する人権問題	ホームレスなどの実情把握	・関係機関と連携して実情把握に努めます。	継続	通期	社会福祉課
	ホームレスなどに対する生活支援・救済	・実情に即した支援を検討していきます。	継続	通期	社会福祉課
北朝鮮による拉致問題	北朝鮮による拉致被害者の実情把握	・国、県等からの情報収集に努め、必要に応じて、市ホームページなどでの啓発を行います。	継続	通期	市民協働課
人身取引に関する人権問題	人身取引被害者の実情把握	・国、県等からの情報収集に努め、必要に応じて、市ホームページなどでの啓発を行います。	継続	通期	市民協働課

資料編

1 人権関係年表

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
昭和 22 年 (1947 年)		・「日本国憲法」施行 ・「労働基準法」施行		
昭和 23 年 (1948 年)	・「世界人権宣言」採択	・「児童福祉法」施行		
昭和 25 年 (1950 年)		・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神保健法」施行 ・「生活保護法」施行		
昭和 26 年 (1951 年)	・「難民の地位に関する条約」採択	・「児童憲章」宣言 ・「社会福祉事業法」施行		
昭和 34 年 (1959 年)	・「児童権利宣言」採択			
昭和 35 年 (1960 年)		・「精神薄弱者福祉法」施行	・「岐阜県青少年保護育成条例」制定	
昭和 37 年 (1962 年)			・「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定	
昭和 38 年 (1963 年)		・「老人福祉法」施行		
昭和 40 年 (1965 年)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	・「同和对策審議会答申」		
昭和 41 年 (1966 年)	・「国際人権規約」採択		・「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
昭和 42 年 (1967 年)	・「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」採択		・「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 ・「岐阜県地方改善促進審議会答申」	
昭和 43 年 (1968 年)	・「国際人権年」			
昭和 44 年 (1969 年)		・「同和对策事業特別措置法」施行	・「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	・「瑞浪市市民憲章」制定
昭和 45 年 (1970 年)		・「心身障害者基本法」施行	・「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ・「岐阜県同和对策事業長期基本計画」策定	
昭和 46 年 (1971 年)	・「精神遅滞者の権利宣言」採択 ・「人種差別と闘う国際年」			
昭和 47 年 (1972 年)			・「岐阜県同和对策事業長期基本計画」改訂	
昭和 49 年 (1974 年)			・「岐阜県同和教育基本方針」決定	
昭和 50 年 (1975 年)	・「障害者の権利宣言」採択 ・「国際婦人年」 ・「国連婦人の 10 年」(1976～1985)の決議を採択			
昭和 51 年	・「国際人権規約」発効			

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
(1976 年)				
昭和 54 年 (1979 年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 ・「国際児童年」	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」批准 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准		
昭和 56 年 (1981 年)	・「国際障害者年」	・「犯罪被害者等給付金支給法」制定		
昭和 57 年 (1982 年)	・「国連障害者の 10 年」(1983～1992)の宣言	・「地域改善対策特別措置法」施行		
昭和 60 年 (1985 年)	・ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結		
昭和 61 年 (1986 年)	・「国際平和年」	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	・「岐阜県婦人行動計画」策定	
昭和 62 年 (1987 年)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行		
平成元年 (1989 年)	・「児童の権利に関する条約」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 ・「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定		
平成 3 年 (1991 年)	・「高齢者のための国連原則」採択			
平成 4 年 (1992 年)	・UNESCAP「アジア太平洋障害者の十年(1993～2002)」採択		・岐阜県同和問題啓発連絡協議会設置	
平成 5 年 (1993 年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 ・「世界の先住民の国際の 10 年」(1995～2004)の決議を採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 ・「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正	・「岐阜県老人保健福祉計画」策定	
平成 6 年 (1994 年)	・「国際家族年」 ・「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004)の決議を採択	・「児童の権利に関する条約」批准 ・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ・「新ゴールドプラン」策定	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定	

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成7年 (1995年)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ・「高齢社会対策基本法」施行 ・「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ・「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 ・障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定	・「岐阜県障害者基本計画」策定	
平成8年 (1996年)		・「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ・「地域改善対策協議会意見具申」 ・「男女共同参画2000プラン」策定 ・「高齢者社会対策大綱」策定	・「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定	
平成9年 (1997年)	・「第1次貧困撲滅のための国連10年」(1997～2006)	・「人権擁護施策推進法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ・「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	・「岐阜県国際協力推進プラン」策定 ・「岐阜県同和行政基本方針」策定	
平成10年 (1998年)		・「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正	・「岐阜県障害者プラン」策定 ・「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置 ・「岐阜県福祉のまちづくり」制定	
平成11年 (1999年)	・「国際高齢者年」 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) ・「ゴールドプラン21」策定 ・「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行	・「岐阜県男女共同参画プラン」策定 ・「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置	

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成 12 年 (2000 年)	・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「女性 2000 年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	・「任意後見契約に関する法律」施行 ・「外国人登録法」施行（指紋押捺制度全廃） ・「民事法律扶助法」施行 ・「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 ・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「岐阜県人権啓発センター」設置 ・「岐阜県生涯安心計画」策定 ・「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定	・「瑞浪市障害者計画」策定 ・「瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 13 年 (2001 年)	・「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の 10 年」（2001～2010）	・「雇用対策法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 法）施行 ・「新しい高齢社会対策大綱」策定 ・人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 ・「ハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律」施行	・「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 ・「岐阜県地方改善促進審議会」答申	
平成 14 年 (2002 年)		・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「障害者基本計画」策定	・「人権宣言」県議会決議 ・「岐阜県人権同和教育基本方針」決定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成 15 年 (2003 年)		・「個人情報の保護に関する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行	・「岐阜県人権施策推進指針」策定 ・「岐阜県新・生涯安心計画」策定 ・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行	・「第2期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 16 年 (2004 年)	・「人権教育のための世界プログラム」採択	・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行	・「岐阜県男女共同参画計画」策定 ・「岐阜県障害者支援プラン」策定	・「みずなみ男女共同参画プラン」策定
平成 17 年 (2005 年)	・「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択 ・「人権教育のための世界計画・第1フェーズ行動計画」(~2007 年) 採択	・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行	・「岐阜県青少年健全育成条例」改正	・「瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画(みずなみ子育て応援プラン) <前期>」策定
平成 18 年 (2006 年)	・「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始	・「岐阜県青少年健全育成計画」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「第3期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 19 年 (2007 年)	・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	・「男女雇用機会均等法」改正	・「岐阜県多文化共生推進基本方針」策定 ・「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行	・「瑞浪市障害者計画及び障害福祉計画」策定
平成 20 年 (2008 年)	・「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ・「障害者の権利に関する条約」発効		・「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 21 年 (2009 年)		・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 ・「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 ・「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定	・「第2期障害福祉計画」策定 ・「第4期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 ・「みずなみ男女共同参画プラン」見直し

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
平成 22 年 (2010 年)	・第 65 回国連総会本会議 において「ハンセン病差 別撤廃決議」採択 ・「人権教育のための世 界計画・第 2 フェーズ行 動計画」(～2014 年) 採 択		・「第 2 期岐阜県障がい 者支援プラン」策定	・「第 2 期瑞浪市地域福 祉計画」策定 ・「瑞浪市次世代育成支 援対策推進行動計画 (みずなみ子育て応 援プラン) <後期>」 策定
平成 23 年 (2011 年)			・「岐阜県人権教育基本 方針」策定 ・「第 2 次岐阜県青少年 健全育成計画」策定 ・「第 3 期岐阜県障害福 祉計画」策定	・「瑞浪市人権施策推進 指針」策定 ・「瑞浪市人権施策推進 行動計画」策定 ・「第 4 次瑞浪市母子保 健計画」策定 ・「人権に関する市民意 識調査」実施
平成 24 年 (2012 年)			・「岐阜県高齢者安心計 画(第 5 期)」策定 ・「岐阜県多文化共生推 進基本方針」改定	・「男女共同参画に関す る市民意識調査」実施 ・「第 3 次瑞浪市障害者 計画・第 3 期障害福祉 計画」策定 ・「第 5 期瑞浪市老人保 健福祉計画・介護保険 事業計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		・「いじめ防止対策推進法」 施行 ・「障害を理由とする差別 の解消の推進に関する法 律」制定 ・「障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援 するための法律」施行	・「岐阜県人権施策推進 指針(第二次改定)」策 定	
平成 26 年 (2014 年)		・「障害者権利条約」批准 ・「私事性的画像記録の提 供等による被害の防止に 関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に 関する法律」施行	・「岐阜県配偶者からの 暴力の防止及び被害 者の保護に関する基 本計画(第 3 次)」策定 ・「岐阜県男女共同参画 計画(第 3 次)」策定 ・「岐阜県家庭教育支援 条例」施行 ・「岐阜県青少年健全育 成条例」改正	・「第 6 次瑞浪市総合計 画」策定 ・「人権に関する市民意 識調査」実施 ・「第 2 次みずなみ男女 共同参画プラン」策定 ・「瑞浪市教育振興基本 計画 みずなみ教育 プラン」策定
平成 27 年 (2015 年)	・「人権教育のための世 界計画・第 3 フェーズ行 動計画」(～2019 年) 採 択	・「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法 律」施行	・「第 3 次岐阜県少子化 対策基本計画」策定 ・「岐阜県ひとり親家庭 等自立促進計画(第 3 期計画)」策定 ・「岐阜県高齢者安心計 画(第 6 期)」策定 ・「岐阜県障害者総合支 援プラン」策定	・「瑞浪市まちづくり基 本条例」施行 ・「第 4 期瑞浪市障害福 祉計画」策定 ・「第 3 期瑞浪市地域福 祉計画」策定 ・「第 6 期瑞浪市老人保 健福祉計画・介護保険 事業計画」策定 ・「瑞浪市子ども・子育 て支援事業計画」策定
平成 28 年 (2016 年)		・「部落差別の解消の推進 に関する法律」施行 ・「本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消	・「岐阜県障害のある人 もいない人も共に生き る清流の国づくり条 例」施行	・「第 5 次瑞浪市母子保 健計画」策定 ・「瑞浪市公共施設等総 合管理計画」策定

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
		に向けた取り組みの推進に関する法律」施行	・「第3次岐阜県青少年健全育成計画」策定	・「瑞浪市耐震改修促進計画」策定 ・「瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）」策定 ・「瑞浪市健康づくり計画 みずなみ健康21（第2次）」策定
平成29年 (2017年)		・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ・「生活困窮者自立支援法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正	・「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	
平成30年 (2018年)			・「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」策定 ・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「第4次瑞浪市障害者計画・第5期瑞浪市障害福祉計画・第1期瑞浪市障害児福祉計画」策定 ・「第7期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成31年 令和元年 (2019年)	・「人権教育のための世界計画・第4フェーズ行動計画」（～2024年）採択	・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行		・「第6次瑞浪市総合計画 後期基本計画」策定 ・「瑞浪市犯罪被害者等支援条例」施行 ・「第2次みずなみ男女共同参画プラン（後期）」策定 ・「瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン・後期計画」策定
令和2年 (2020年)		・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正	・「岐阜県感染症対策基本条例」施行	・「瑞浪市特定事業主行動計画」策定 ・「瑞浪市障害者活躍推進計画（令和2年度～令和6年度）」策定 ・「人権に関する市民意識調査」実施 ・「第4期瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「第2期瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」策定

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
令和3年 (2021年)		・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ・「第4次犯罪被害者等基本計画」策定	・「岐阜県犯罪被害者等支援条例」施行 ・「第4次犯罪被害者等基本計画」策定 ・「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定	・「瑞浪市耐震改修促進計画」改訂 ・「第2次瑞浪市人権施策推進指針」策定 ・「瑞浪市健康づくり計画 みずなみ健康21（第2次）」改訂版策定 ・「第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画」策定 ・「第8期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定
令和4年 (2022年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立（施行は2024（令6）年） ・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）改正法施行 ・「こども基本法」成立（施行は2023（令5）年）	・「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」改称・改定 ・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」中間見直し	・「第6次瑞浪市母子保健計画」策定
令和5年 (2023年)		・「こども基本法」施行 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	・「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」策定 ・「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」実施	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「第2期 瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」中間見直し

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
令和6年 (2024年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「こども性暴力防止法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」改正	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第5次)」策定 ・「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」策定 ・「岐阜県高齢者安心計画(第9期)」策定 ・「第4期岐阜県障害者総合支援プラン」策定 ・「第2期岐阜県再犯防止推進計画」策定	・「第7次瑞浪市総合計画」策定 ・「第2期瑞浪市教育振興基本計画 みずなみ教育プラン」策定 ・「第3次みずなみ男女共同参画プラン」策定 ・「瑞浪市健康づくり計画 みずなみ健康21(第3次)」策定 ・「第5次瑞浪市障害者計画・第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画」策定 ・「第9期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定 ・「瑞浪市公共施設等総合管理計画」改訂 ・「瑞浪市地域防災計画」改訂
令和7年 (2025年)				・「瑞浪市こども計画」策定 ・「第5次瑞浪市情報化推進計画」策定 ・「第5期瑞浪市地域福祉計画」策定 ・「瑞浪市障害者活躍推進計画(令和7年度～令和11年度)」策定

2 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形において

も禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問

わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月 3日公布

昭和22年 5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族の制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第23条 学問の自由は、これを保障する。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

（基本的人権の由来特質）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

(目 的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 瑞浪市人権施策推進審議会委員名簿

	役職	所 属 等	氏名（敬称略）
1	副会長	人権擁護委員	山内 智子
2		男女共同参画社会推進会議	中山 千鶴
3		保護司会	加藤 恭子
4		連合自治会	渡邊 啓介
5		民生委員・児童委員	溝口 浩子
6		子ども家庭支援員	安藤 雅哉
7		障がい者団体関係者	木村 聖可
8		高齢福祉施設関係者	加藤 聖二
9		児童福祉施設関係者	酒井 由香
10		教育関係者	玉置 和也 ※R7.6.23 から
			山田 隆二 ※R7.3.31 まで
11		社会教育委員	安藤 裕子
12		公募委員	伊藤 友紀子
13		公募委員	春日井 ふみ子
14		弁護士	可児 恵太
15	会長	学識経験者	藤田 敬一

4 瑞浪市人権施策審議会設置要綱

○瑞浪市人権施策推進審議会規則

平成 28 年 12 月 26 日規則第 47 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）第 3 条の規定により、瑞浪市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体の代表者
- （3）公募による市民
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、瑞浪市人権施策推進指針の策定に関する審議が終了した日までとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第 6 条 会長は、必要に応じ審議の結果を市長に報告する。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、市民協働課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第43号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

5 諮問

瑞市協第232号
令和7年3月21日

諮 問 書

瑞浪市人権施策推進審議会会長 様

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例第2条別表中、瑞浪市人権施策推進審議会にかかる規定により、下記のとおり諮問します。

記

第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）の策定について・・・別紙

第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）の策定について（諮問）

本市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第2次瑞浪市人権施策推進指針を策定し、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指して、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、岐阜県において令和5年3月に策定された「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」にもあるように、新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染者やその家族、医療従事者に対しての誹謗中傷が大きな社会問題となりました。また、性的マイノリティへの偏見・差別や、いじめなどのインターネット上の人権侵害も後を絶たず、人権問題は、多様化・複雑化しています。

国連サミットにおいて採択された、持続可能な開発目標（SDGs）においても、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030年までに国際社会が目指すよう掲げられた目標は、人権問題とも深く関係しています。

本市としましても、国、県、その他関係機関等と連携し、さらなる人権課題の解消に取り組んでいく必要があると考えます。

こうした人権を取り巻く社会情勢の変化や、人権に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、現行指針である、第2次瑞浪市人権施策推進指針の基本理念を継承し、第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）を策定することといたしました。

つきましては、第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）について、瑞浪市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

6 答申

7 策定の経緯

年 月 日	内 容
令和6年9月4日 ～令和6年9月30日	人権に関する市民意識調査の実施
令和7年3月21日	第1回瑞浪市人権施策推進審議会
令和7年6月23日	第2回瑞浪市人権施策推進審議会